

第十六回国会
衆議院

人事委員会
議録 第十一号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君

委員 赤城 宗徳君 理事 永田 亮一君

理事 田中 好君 理事 加賀田 進君

理事 受田 新吉君 理事 山口 好一君

田子 一民君 田中 萬逸君

原 健三郎君 本間 俊一君

池田 清志君 小山倉之助君

館林三喜男君 古井 喜實君

町村 金五君 石山 權作君

加藤 清二君 櫻井 奎夫君

長 正路君

出席政府委員

人事院事務官(事務局長) 澤本 忠男君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

文部事務官(大官房人事課長) 稲田 清助君

七月二十七日

委員田中久雄君、三鍋義三君及び森三樹二君辭任につき、その補欠として館林三喜男君、石山權作君及び加藤清二君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十五日

寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(中井徳次郎君紹介)(第五四六七号)

石炭手当増額に関する請願(横路節雄君紹介)(第五四六八号)

公務員の夏期手当増額に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第五四六九号)

岩手県田老町の地域給増額等に関する請願(田子一民君紹介)(第五五六四号)

岩手県一戸町の地域給引上げの請願(田子一民君紹介)(第五五六五号)

岩手県葛巻町の地域給指定に関する請願(田子一民君外一名紹介)(第五五六六号)

茨城県筑波町の地域給引上げの請願(赤城宗徳君紹介)(第五五六七号)

静岡県一宮村の地域給指定に関する請願(足立篤郎君紹介)(第五五六八号)

奈良県南生駒村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五六九号)

奈良県榛原町の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七〇号)

奈良県御杖村の地域給指定に関する請願(上塚南君紹介)(第五五七〇号)

請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七一號)

奈良県伊那佐村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七二號)

奈良県寛村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七三號)

奈良県忍海村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七四號)

奈良県公村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七五號)

奈良県高市村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七六號)

奈良県宇賀志村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七七號)

奈良県葛城村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七八號)

奈良県天瀬村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五七九號)

奈良県阪合村の地域給引上げの請願(仲川房次郎君紹介)(第五五八〇號)

奈良県歌徳町の地域給引上げの請願(八木一男君紹介)(第五五八一號)

長崎県北串山村の地域給指定に関する請願(馬場元治君紹介)(第五五八二號)

長崎県千々石町の地域給指定に関する請願(馬場元治君紹介)(第五五八三號)

長崎県南串山村の地域給指定に関する請願(馬場元治君紹介)(第五五八四號)

熊本県今津村の地域給指定に関する請願(上塚南君紹介)(第五五八五號)

熊本県橋本町外二箇村の地域給引上げ等の請願(上塚南君紹介)(第五五八六號)

熊本県維和村の地域給指定に関する請願(上塚南君紹介)(第五五八七號)

兵庫県上久下村の地域給指定に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第五五八八號)

埼玉県倉尾村の地域給指定に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第五五八九號)

宮城県村田町及び富岡町の寒冷地手当引上げの請願(佐々木三三君紹介)(第五五九〇號)

宮城県根白石村の地域給指定に関する請願(佐々木三三君紹介)(第五五九一號)

鹿児島県垂水町の地域給引上げの請願(永田良吉君紹介)(第五五九二號)

鹿児島県蒲生町の地域給指定に関する請願(富吉榮二君紹介)(第五五九三號)

同(永田良吉君紹介)(第五五九四號)

鹿児島県佐賀町の地域給指定に関する請願(永田良吉君紹介)(第五五九五號)

鹿児島県内之浦町の地域給指定に関する請願(永田良吉君紹介)(第五五九六號)

鹿児島県大崎町の地域給指定に関する請願(永田良吉君紹介)(第五五九七號)

三重県宿田村の地域給指定に関する請願(濱地文平君紹介)(第五五九八號)

京都府世屋村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五五九九號)

京都府雲原村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇〇號)

京都府八雲村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇一號)

京都府海部村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇二號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇三號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇四號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇五號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇六號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇七號)

熊本県橋本町外二箇村の地域給引上げ等の請願(上塚南君紹介)(第五五八六號)

熊本県維和村の地域給指定に関する請願(上塚南君紹介)(第五五八七號)

兵庫県上久下村の地域給指定に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第五五八八號)

埼玉県倉尾村の地域給指定に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第五五八九號)

宮城県村田町及び富岡町の寒冷地手当引上げの請願(佐々木三三君紹介)(第五五九〇號)

宮城県根白石村の地域給指定に関する請願(佐々木三三君紹介)(第五五九一號)

鹿児島県垂水町の地域給引上げの請願(永田良吉君紹介)(第五五九二號)

鹿児島県蒲生町の地域給指定に関する請願(富吉榮二君紹介)(第五五九三號)

同(永田良吉君紹介)(第五五九四號)

鹿児島県佐賀町の地域給指定に関する請願(永田良吉君紹介)(第五五九五號)

鹿児島県内之浦町の地域給指定に関する請願(永田良吉君紹介)(第五五九六號)

鹿児島県大崎町の地域給指定に関する請願(永田良吉君紹介)(第五五九七號)

三重県宿田村の地域給指定に関する請願(濱地文平君紹介)(第五五九八號)

京都府世屋村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五五九九號)

京都府雲原村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇〇號)

京都府八雲村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇一號)

京都府海部村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇二號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇三號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇四號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇五號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇六號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇七號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇八號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六〇九號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇一號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇二號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇三號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇四號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇五號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇六號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇七號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇八號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一〇九號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一一〇號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一一〇一號)

京都府日置村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一一〇二號)

二

(号)
京都府下宇山川村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一一號)

京都府豊栄村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一二號)

京都府上宇山川村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一三號)

京都府竹野村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一四號)

京都府畑野村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一五號)

京都府胡麻郷村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一六號)

京都府岡田下村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一七號)

京都府金山村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一八號)

京都府川合村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六一九號)

京都府弥栄村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六二〇號)

京都府岡田中村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六二一號)

京都府上宇山川村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六二二號)

京都府野間村の地域給指定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五六二三號)

京都府網野町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六二四號)

京都府間人町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六二五號)

京都府吉原村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六二六號)

京都府佐賀村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六二七號)

京都府上川口村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六二八號)

京都府上夜久野村外二箇村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六二九號)

京都府金谷村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三〇號)

京都府由良村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三一號)

京都府篠村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三二號)

京都府保津村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三三號)

京都府龜岡町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三四號)

京都府吉川村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三五號)

京都府大井村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三六號)

京都府河原林村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三七號)

京都府河内村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三八號)

京都府下和知村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六三九號)

京都府須知町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四〇號)

(田中好君紹介)(第五六四一號)

京都府摩気村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四二號)

京都府上和知村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四三號)

京都府園部町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四四號)

京都府八木町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四五號)

京都府有集町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四六號)

京都府宮津町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四七號)

京都府吉津村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四八號)

京都府栗田村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六四九號)

京都府中村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六五〇號)

京都府長岡町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六五一號)

京都府伊根村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六五二號)

京都府豊里村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六五三號)

京都府加悦町及び三河内村の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六五四號)

京都府峰山町の地域給引上げの請願(田中好君紹介)(第五六五五號)

京都府八雲村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六五六號)

京都府上宇山川村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六五七號)

京都府寺瀬村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六五八號)

京都府下宇山川村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六五九號)

京藝野間村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六〇號)

京都府志賀郷村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六一號)

京都府中上林村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六二號)

京都府奥上林村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六三號)

京都府美原村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六四號)

京都府中六人部村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六五號)

京都府岡田中村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六六號)

京都府岡田上村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六七號)

京都府岡田下村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六八號)

京都府瑞穂村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六六九號)

京都府世木村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六七〇號)

京都府桑飼村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六七一一號)

京都府馬路村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六七一二號)

京都府千代川村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六七一三號)

京都府西別院村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六七一四號)

京都府東別院村の地域給指定に関する請願(田中好君紹介)(第五六七一五號)

及び森本先生は、どちらの組合に属しておられるのでありましょうか、お伺いいたします。

○川島委員長 これは櫻井君に御相談ですが、一応きようは六人の先生方において願いましたが、皆さんの御意見を聞いて、今のような御意見はいずれあとで理事会を開いて御相談することにしたしたいと思います。

○櫻井委員 きようおいでの六人の方の御意見を承ることは、私はひとつもさしつかえないと思う。これはぜひそうしていただきたいのですが、しかしかりに二つある場合には、両方の御意見を承ることが最も公正な判断を下す基礎になると思うのでございまして、もし片一方の組合に属しておられる高等学校の先生がここにございではないということになりますならば、それらの人を参考人としてお呼びくださいます、私どもの公正な判断の基礎に供されるように私はここで強く要望いたしますのであります。

○川島委員長 あとで考慮いたします。

第一に台東区立下谷小学校校長小野重内君の御意見を願ひ申し上げます。

○小野参考人 このたび教育職員の職務の特殊性にかんがみられまして、ここに一般職員から切り離して、そうして教育職員級別俸給表なるものが、生れ出ようという御提案のありましたこと、一応、敬意を表したいと思ふのであります。しかしながら、しさいにこの案を検討いたしますときに、私は小学校の立場でございまして、賛成いたしかねます。なお修正とい

らば、ハをロに合一すべし、すなわち二本建にすべし、イ、ロ、ハのハの小中用のこの級別俸給表をロにまつたぐ同じにする、ということが私の結論でございます。

しからば何ゆえにきようなことを申すかということでございますが、これは皆様つとに御研究済みだと存じますが、現在の教職員というものは、いわゆる大学のシニア・コース四年を出た者が、小中高いずれの職域に對しまして、その希望によつてその職につくというのが建前でございます。従いまして、その教養において差がないということが、はつきりいたしておるわけでありまして、しかもそういう根本条件であるにもかかわらず、小中の職域に勤務するがゆえに、ただいま委員長さんから九級において、高等学校に在職するがゆえに一号上るというやうなことは、とうていわれ／＼は納得することのできないところであります。決して職域によつて差をつけべきものではない、断じてないというのを強く言いたいと思ふ。但し新制大学と申しますか、四年シニア・コースを出る前、すなわち中堅ないしは古い方におきましては、従来の免許法におきまして、何か経験年数とスクーリングとの差が少かつたというやうなところに不合理のあつたことはわれ／＼も認めますから、そういうものを合理化することは、あくまでけつこうでございます。合理化はよろしい。不合理があつたならば、それを是正することはよろしい。しかしながらそういう根本条件を一旦する者に対して職域を異にするという理由で、そうして差をつけることは納

得できないということでありまして、なぜきようなことを申すかといひますと、小学校の立場をことに申しますならば、御承知の通り一学級担任でございます。しかも全教科を指導するといふやうなことに相なつております。しかもその定員たるやまことに小さなわくのみしか与えられておりません。今度の例の最高限度を定められた政令によりますれば、最高限度さえ小学校は六分の七学級プラス学校数かける一。〇三というやうなきわめて低いわくがはめられておるわけでありまして、しかもそのわくはあくまで最高限度でございまして、これを上まわる都道府県などはきわめて少い。ここに茨城県の最近の例を私入手いたしましたのであります

が、それによりますと一学級から十二学級まで、これに校長と担任を除いてプラスされる教員の数がわずかに一人、十三学級から二十九学級に至るこの間の学級を持つ学校に對してわずかに二人の教員しか附加されてない、三十から五十に至りましては三人、こいういうやうなきわめて低い率、従いまして小学校の教員にそうした全教科指導一学級担任、しかも学校給食といふやうな仕事もやつておるわけでありまして、さらにまた小学校の特色といひまして、これは地域社会の一つの文化のセンターでなければならぬといふやうなことから、あるいは教科外さらにまた校外の生活あるいは青年の指導、あらゆることにタッチして、血みどろな生活、あるいは勤務をしておるのが実情でございまして、従いまして非常にオーバーワークになつておりまして、こいうやうな点から大学を出ましても、小学校の方に進むといふやう

な人がだん／＼減りつつある、敬遠すると申しますか、忌避すると申しますか、こいういふ現象が顕著に現われております。これを義務教育、特に小学校の危機と言わなくてはならないと、こゝにまた私は実例を持つて来てい

るわけであります。群馬県の例でございまして、群馬県の大学でございまして、養学部でございまして、本年度卒業いたしましたその四年コースの学生が志願いたしましたその数によつてわけてみますと、小学校の単位を主として専攻した者はわずかに五人、中学校その他高等学校を含みますが、こいうしたものを専攻した者が百十三人といふアンバランスを來しております。こいうことが小学校の非常に過重な負担、しかもまた待遇においてまことに恵まれない状況にあるといふやうなことから、われ／＼が渴望するやうな人が、小学校の職域を敬遠するやうな事実が現われておりますことは、日本の義務教育、ことに国民の根柢をつちかう小学校の教育の将来にとりましては、まことに重大だといわなければならぬ。なおいかにオーバーワークであるかといふ実例を持つておりますが割愛いたしますけれども、こいうやうな立場にあります。

り明らかであると私は思ふのであります。そういたしますと、そうでなくとも助教といふやうなものが比較的多数を占めていふ小学校の教育に、ほんとうにわれ／＼の待ち望む優秀なる人材が、いよ／＼遠のくといふ、この恐るべき事実を考えますときに、私どもは小中に対して高等学校が特に優遇されることに對しては、遺憾ながら賛成はできない。なお私が修正の意見を述べましたが、しかし高等学校側がせつ／＼今かち／＼とうとしておられるこの待遇を引下げるといふやうなことは、われ／＼は望むところではあり

ません。従つて小中は「ハ」を「ロ」に引上げ、こいうことを申し上げたいと思ふのであります。

さらに何か高等学校の先生方は選ばれた生徒を専門的に御指導なさる、従つて小中に比して、より高い研修を必要とする優秀なる人物が当然要求される、従つてまた待遇に差があるべきであるといふやうな御意見もあるやうであります。私どもは決して小中なるがゆえに、劣れる人物ないしは研修の度合いが低くてよいといふやうなことはとうてい考えられない、考え方には、これは高等学校は逆に選ばれた子供であり、しかも相当主体性を持つ、あるいは自主性を持ち得る年齢でございまして、自主的学習の営まれる年齢であるといふことが言ひ得ると思ふ。しかしながら小中学校、ことに小学校においては發育未熟の者、これは一に教師のよい指導、これがないならば、この將來選ばれた子供を含む、全体の国民となるべきこいうした学童の指導において、人格の陶冶において欠くるこゝろができるこゝろを考慮なければ

なりません。そういうことを考えますときに、私も一層小学校の教育こそまことに重大であり、まことに骨が折れる、従つて人材をこそ小学校に誘致しなければならぬというような観点からいたしまして、一段下の給与に小中学校が甘んずるというようなことは承服はできないのでございます。いろいろなお簡条はたくさんございしますが、あとで御質問によつてお答えすることにいたします。

最後に私は一つの比喩を申し上げたいと思います。お医者さんに小児科という医者があつた。これはおそらく国家試験を通つて、同じような勉強をして獲得した職域に達しない。小さい子供を扱う小児科なるがゆえに、医者の中でも値打ちの低い人間である。従つて、まだどんな人間でもないんだ、治療代も安くていいんだというようなことを言つてゐる人がどこにありまうか。むしろ小児科の医者こそ、大人を扱う内科、外科、そういう人たちがより一層の熟練と申しますか、あるいは人間的な充実さというものが必要なのではなからうか。これをすぐ本問題にそのまま持つて来ることはいかかと思ふのであります。しかしながら、その辺のデリケートなところを御了解いただく資料にはならうかと思ひまして、あえて申し上げたわけでございます。

以上で終わります。

○川島委員長 次に盛岡第一高等学校教諭、軽口喜藏君から御意見のほどをお述べ願ひます。

職の給与の一部を改正する法律案に対しては、全面的な賛成をいたすものでございますが、その賛成の趣旨につきまして、ここに申し述べさせていただきます機会を得ましたことを光榮に存するものであります。

申し上げるまでもなく、終戦以来教育に關するところの制度、あるいは機構などが、しばしば變革を見て參つておるのであります。その実情を顧みますとき、またさらにその間における社会の情勢を顧みますときに、文化国化を標榜いたしまして発足したところのわが国におきまして、教育者の使命、その責任の重大さを痛切に感じておるものであります。しかるにもかかわらず、いつの時代におきましても、経済的にもあるいは社会的にも恵まれないのが教員の生活でございます。今回の立法措置によりまして、大学、高校、義務制校教員とも、従来よりもかなり優遇の道が講ぜられておること、本立法に賛意を表する第一の理由でございます。

次に、昭和二十四年国家公務員法が制定されて以来、四箇年にわたつて慎重なる御検討の結果、ようやく勸告されました今次の給与準則を——本国会において全面的な審議、立法が困難である現状におきまして、最も緊急を要する教育職員の待遇改善並びに給与制度を、一日も早く今次国会中に立法化されることは、六十万教職員の真の希望にこたへるゆえんであらうと思ふのであります。

い情熱を振起せしむる点におきましても、これはむしろおそきにすぎないのであります。今国会御提案に對しましては、心から敬意と謝意を表するものであります。この成立の一日も早くからんことを念願する次第であります。

第三に、この法律案の内容についてでございますが、これは今次勸告された給与準則制定の精神に立脚いたしまして、長をとり、短を補つたものでありと信ずるのであります。すなわち大学、高等学校、義務制校の三表とし、それ／＼最高号俸に若干の差を認め、それは、また人事院の勧告の通りでございます。ただ人事院勧告におきましては、初任給並びに昇給規定が同一でございますので、せつかく御苦心をされました三表の趣旨が、實質的にはほとんど現われておらないのでございます。そこで、この趣旨を生かし、高等学校、大学において、その途中より一俸の添加措置を講じたにすぎないものであります。現段階におきましては、当然の措置と存するものであります。この一俸の添加が、一部におきまして宣傳されるごとく、はたして高等学校教員の大層の優遇であり、あるいは封建的な職階制の確立でありまうか。

私はここで、何がゆゑに私どもは大学、高等学校、義務制校の教職員三本建給与体系を主張するものであるかというところを申し上げたいと思ひます。順序としてまず教職員の給与の最近の事情と経過を簡単に申し上げます。いただきたいと思ふのであります。

戦争前の給与は、確かにあまりに封建的な組立て方でありまして、特に小学校教員の待遇が不当に低かつたことは、改めらるべきものであつたのであ

ります。終戦後これが次第に改正されて、大学から小学校までの教員給与の差が次第に少くなつて参つたのであります。昭和二十三年まではおおよね各職域において、若干の差があつたのでございます。しかるに昭和二十三年一月より施行されました二九ベースの切りかへによつて、この立場はまったく逆転いたしましたのであります。すなわち当時大学、高等学校、中学校、小学校等四本建の給与体系を主張いたした片山内閣に對しまして、大学から小学校までの一本の給与体系を主張いたした結果、遂に大学と高等学校以下との二つの給与体系にわけられたのであります。しかも旧師範学校卒業以上の学歴差はほとんど認められず、他の職歴もきつて不利に換算され、その点もきつて不利に換算されて、切りかへられたのでございまして、差上げました資料の十七ページをごらんいただきたいのでございます。が、たとえば当時同じ三十六才の者が、小中学校の教員が九級で切りかへられたときに、高等学校の教員はほとんど八級または七級で切りかへられまして、高等学校教員の方が三、四号から七、八号くらい低い現状にあつたのであります。その資料にございまして、二十七年一月一日現在で、他の職歴のない師範卒の方が四十六号の際に、専門学校を出て他の職歴のあるような方が四十一号、同じく旧大卒の方が三十九号、かようになつたのであります。高等学校におきましては、他の職歴経験を持つておる者が約七〇％を越しておるのであります。いすれ

の府県におきましても、このようにして同年齢の者の平均と比較いたしますと、高等学校の方が小中学校よりも三、四号から五、六号低いという実情が生じたのであります。これは生活給与という当時の立場から申ししましても、まことに矛盾はなほだしい結果になつたのであります。何がゆゑに高等学校の教員の俸給が、低くならなければならないのかという疑問が、全国至るところにほうはいつて起つて参つたのであります。従つてこの問題を根本的に研究調査いたしました結果、学歴差を認め、あるいは他の職歴の換算率を有利にするということもあつたのであります。これには限度があるので、これだけではどうしても高等学校教員の給与の階級を全面的に救ふことができない。根本的な欠陥は、学歴や職歴の点もさることながら、ここに高等学校としての別の給与体系を設定しなければならぬという結論に達したのであります。小、中学校の給与の決定と同じものでこれを制定したときには、どうしても高等学校の方が階級を来すということが明確になつたのであります。ここに高等学校は、昭和二十三年以来、この階級を救うためにも、別個な給与体系を設立すべきであるという結論をもつて、当局に陳情し、運動を開始いたしましたのであります。爾來五箇年、給与の改訂を呼び続けた高専学校教員はこの熟慮が、今まで当局においても遂に取上げられる機会がなかつたのでございます。幸いにいたしまして、五箇年八箇月を経ました今日、ここに人事院勧告の中にその萌芽を見出し、今や国政立法の府におきまして正式にお取上げくださ

り、御審議くださいますことは、われわれも実に感概無量なるものがある

のでございます。日教組の一部におきましては、昭和二十三年当時と比較しますと、われわれの問題に對しても相当認識が改められまして、學歷差やあるいは経歴換算率等においては、私どもの主張を認めて参つております。しかしながら、この三本建給与体系に對しましては、今なお十分なる認識がないのではないかと存する次第であります。そうして、この論議を是正するためには、一本建の給与体系で、昭和二十三年の二九ベースの當時にまで、さかのぼつて是正したならばよいであらうと、こういうようなことも申し上げる様に聞いております。

しかしながら、現実にかかるとがはたして可能でありましょうか。予算上におきまして、また法律上におきまして、五年半も前にさかのぼつて、いづれの法規を越えてそれをここに施行し直すという事は、とうてい不可能なことである。のみならず、もしも二九ベース當時までさかのぼりましたならば、実質的には大幅な三本建給与体系となるのでございます。なぜかと申しますと、たとえば専門学校を卒業した者が、當時の中学校に就職した場合には八十円、當時の小学校に就職した場合には、代用教員として四十円ないし五十円というような給与の差があつて、その差は相対的には縮まつておりましたけれども、やはり昭和二十三年前までは若干の差があつたのであります。従つて、そこまで今さかのぼつて施行し直しましたならば、当然今回の一号楼どころか、もつと

となるのであります。

以上申し上げましたように、過去の教員に對しましては、昭和二十三年以後の給与を救済するためにも、高等学校に別個な体系が必要であるといふことは、明確になつたと存するのであります。生活給という立場においてさえない不当な待遇を受けておつたのが、高等学校教員の大部分であつたのであります。ましてや、生活状態はいまだ窮乏にいたしておるとは申しながら、終戦當時よりは相當に安定して参りました今日、職務の実態に即して参りまして、その努力、能力、能率に應ずるとき給与の体制を生活給の上に加味して行くことが必要なのであります。

しかし、大学から幼稚園まで職務の内容が同一であるかどうかという点でございまして、先ほどの校長先生の申された理論も一応はわかるのでございまして、おのづかの職域に必要とされる能力なり、学識に程度の差があることと存するのであります。この点の詳細につきましても、時間がありませんのでさらに別の方に申し述べていたきたいと存じますが、高等学校と義務制校との間に給与の差ができますといふと、人事交流を妨げて、六三制教育が破壊されるというやうなことも、一部で申しておるようでございます。しかしながら、現在におきましても、大学と高等学校の場合を見ますと、大幅な給与の差があるのであります。本人の努力研修によりまして、あるいは高等學校から大学に移る方もございまして、あるいは家庭の生活環境等の関係から、大学から高等學校の方に移る方もあるものであります。決してそこに高等學校教育の破壊が来されるという

ようなものではないと私どもは感ずるのであります。すなわち、職場においては、その能力と適性に應じて職域が決定されるのであります。かくてこそ六・三・三制が質的に真に強化されるものであると存するのであります。ことに高等学校の教員は、民間の会社あるいは官庁等との交流がきわめて多いのであります。それとの給与のバランスといふことが、非常に考慮されなければならない点であると思ふのであります。もし教育界に人材が集まらないうと、六・三制が破壊されるとすれば、それは決してこの高等学校にあるいは義務制校との間に、若干の給与の差を設けたからという理由によるのではなくして、それは一般の給与のベースと教員の給与のベースとの均衡がとれないために、そういう実態が生ずるのであると、私は確信するのであります。

なおいろいろ申し上げたいのでございますけれども、時間の關係もございまして、以上をもつて私の意見を終ります。

○川島委員長 次に釜石第一中学校教諭佐々木三男君から御意見の御開陳を願います。

○佐々木参考人 私は釜石第一中学校の教諭でございまして、現在日本教職員組合の調査部長をしております佐々木でございます。私は、学校という立場から申し上げるのではなくて、全国の五十万の教員を代表してつくられてゐる日本教職員組合の立場から、全日本教員がこれに對してどのような考えを持つておるかといふことについて、申し上げるのが私の立場であり、私の態度であります。

結論から先に申し上げますと、私は、今回の給与法の一部改正、俗に言われるこの三本建に對しては反對でございます。あくまでも一本の給与体系によつて、われわれが持つてゐる幾多の問題は解決できるといふことを、私どもは、客観的な資料によつて、また大衆の討議によつて確信しておるものでございまして、時間の制限があるもので、要だけ申し上げますといふので、この給与法の一部改正は、現在の教員給与の問題について何ら根本的な解決をしておらぬといふことであります。先ほど佐々木さんの方から言われましたように、前歴再計算の問題、學歷と勤続年数の問題、またそれから発展して考えられるところの恩給法の問題、こういった問題には何ら触れないでおつて、機械的な一号昇給によつてこの問題が解決できるというやうなことは、どうわれわれが考えても、いけません。また実際に問題を當つてみてもできないのであります。これはこまかい点であります。しかし基本的には今教員が要求してゐるのは何であるか、こう考へれば、これは食えるだけの賃金をわれわれがほしい、生活の保障ができるだけのいわゆる一万八千八百円の給与改訂をしてもらいたいといふのがねらいであつて、それに触れないで、こういうやうな小手先の給与改正をやつたところで、何ら問題が解決しないといふのが、反對する第一点でござい

ます。第二番目は、これは提案の趣旨を見ますといふと、たいへんいいことを書いておりましたので、私も感心して見たのですが、内容を見ると、羊頭を掲げて狗肉を売るというのが、その実

態ではないかと思ふのであります。こういうやうな法がもし決定になつたらば、われわれの不利益をこうむることとできることながら、最高の機關としての国会の權威までも失墜するおそれがあるのではないかと考へるのであります。なぜかといふと、いわゆる提案理由の中に、給与法の第十條第三項におけるこの教育職の俸給表その他については、人事院が勧告をすること、となつており、従つて、この建前は、勧告を受けて、議院の立場では、早く政府にこの立法化と、この立法措置のための予算化を要求するのが、基本的な立場であるのに、それをしないで、おつて、一部分だけ取上げたところで、とうていこの問題は解決しないといふこととあります。従つて私は現在のこの種の問題を扱う国会において、まずな

さなければならぬことは、いづれも議論はございまして、七月十八日に出された給与改訂と、給与準則に對する態度を、早急に政府の方から予算と法案とともに提出させて、それに対する審議を国会が行うべきであつて、このやうな一こまだけ取出しては、問題の解決にはならぬと思ふのであります。

次に内容を見ますと、これで見ると優遇といふのであります。附則の第二項、第三項、第四項を見ると、昇給する者と昇給しない者とがあります。そうすると昇給する方はいいとして、昇給をしなくても優遇といふことが、結論的には出て来るわけでありま

一銭も上らないけれども、こういうことが優遇である、こういうことにならざるを得ないのであります。もしそうだとするならば、このまま法律の改正を出さないで、全教員の給与をそのまゝにして、これが優遇だという、われわれにとつてはきつめて判断のしにくい問題が、ここに出て来るのであります。従つてもう一つの点から申し上げます、最高号俸を上げたことは、これが優遇であるといふのであります、私の計算では、短期大学を卒業した教員が、あたりまえの年齢で就職しますと、四十九歳になりますと、あとは一銭も俸給が上らないというのが、この優遇の内容であります。平均で五十五、六歳まで教員をやるとありますから、あと五年か、六年か、校長さんの場合は五十七、八歳までの方もありますから、最後の十年間くらい月給が上らないようになることが優遇であるというならば、優遇というものの内容を少しく再検討する必要がありますのではないかと申すのであります。以上が第二点の反対理由であります。

第三点としては、法律的に相当な問題があるのではないかと申すのであります。つまり現行給与法の第八条の四項あるいは五項においては、普通昇給と特別昇給の規定がございます。この法律案の附則で見ますと、級をそのまゝにして、一号上るから、その内容については昇給と判断することが正しいと思ふのであります。ところが昇給についてはいろいろ意見がありますけれども、とにかく一つは経過期間を過ぎなければならぬということ、もう一つは勤務の成績というものが、その要素になつておるのでござい

ます。さらに手続上の問題としては、学校長がそれらの教職員について、その期間の終了したと、あるいは成績について内申するという手続がとられて、初めて昇給という問題が実現するのであります、いかに上下の關係があるとは言ひながら、上級機関が手続上の権限として与えたものでも無視してこれをやるならば、一体何のために法律がつくられておき、何のために規則がつくられておき、これをまたたく否定した形になるわけでありす。この点から言つて、この法案がかりに通るといふことは、給与法の第八條の四項、五項という昇給に関する規定は、これは事実上死んだといふことになつても、やむを得ないのでないかと思ふのでございす。以上が第三点でございす。

次に申し上げる点は、およそ国家公務員法、地方公務員法を通じて、公務員は給与においても、身分においても、人事においても、公平に取扱われるというのが原則でございす。ところが学校によつて、同じ国立の学校であつても、上る者あり、上らざる者あり、これに従つて給与条件がつくられるならば、地方においても同様な原則が出て来るわけでありす。元來給与法は、国家公務員法に基いてつくられたものが給与法である、私は信じております。従つてこれに抵触するような場合は、給与法そのものは無効とならざるを得ないのでないかと考えるのでございす。従つてこの点から、国家公務員法に定めておる公平の原則とは逆に、不公平の原則によつてこの給与法の一部改正がなされるという点に、法的に大いなる問題がある。それでこの点からまた反対せざるを得ないのでございす。

次にこの法案がどのような影響を与えるかといふことは、十分検討しなればならない問題でございすので、この効果判断と言ひます、その与える影響について若干述べてみたいと思ひます。

いかなる人間でも利己心というものがある、自分の俸給が高くなるのに対して、あえて文句を言う者はないようにも考えられるわけですが、しかし基本的には要求していること、附屬的といひますか、それよりも小さい問題として要求し、あるいは扱われているという問題は、おのずから別であるといふ。従つてこの給与体系がよろしいという人たちの要求が、はたして一号俸の昇給で満足するの、俸給表を別にしたことによつて、今すぐ生活の状況がよくなるのか、こう考えた場合には、私はどうもはたしてこの一号俸の昇給によつて、今幾多の問題を持つておられる方々の要求が通る、こういうようなことはあり得ないと思ふ。従つて軽々しくこれに賛成するならば、將來その道を誤るのではないかと、こういうふうには考へるのであります。

第二番目は、昇給する学校、昇給しない学校といふことがあります、事実上の問題としていくつを越えた感情といふものが出て来るのは理の當然でございす。また同じ学校内においても、高等学校ならば現行の七級から十二級までの教員は上るけれども、それ以外の教員は何の理由かわからないけれどもも上らない。大学においては現行の七級から十三級の者は上るが、それ以外は、どういふ理由かわからないが、阿端は切られて上らない。こういうことは、職場に不平と不満を巻き起す大きな原因になるのではないかと申すのでございす。従つていろいろな要素はございすけれども、このような法律の改正によつて、職場に不平と不満を起すといふことは、給与法と精神とは相反するのではないかと、こういうふうには考へるものでございす。

なにお元來給与といふものは、現行の給与においても主としてその人の学歴であるとか、資格であるとか、経験であるとか、職務がどうであるとかいふことによつて、個人に対してその条件をきめて支給するのが原則であつて、それをただ学校種別、看板の違いによつて俸給を決定して行くといふようなことは、現在の日経連の労働基本政策の中に出ておる賃金の綱領にも出ておらないのでございす。これは賃金の理論といひますか、基礎としてはまったく何ら根拠のない、きわめて無謀なるものであると言わざるを得ないと思ふのでございす。

以上反対の理由を申し上げたわけではございす、何といふても私が考へるのは、給与法はどちらかというならば、公務員に対する保護的な面が非常に強い法律だと思ふ。ところが元來が保護的な性格の強いものであるべき給与法を、今回このように改正したならば、どうなるかといふことになりまして、これは明らかに弾圧法になるのでございす。私どもは給与法をもつて弾圧法とし、教育界に不平と混乱を巻き起して、日本の民主主義的教育を破壊するこの給与法一部改正案には、どの点を検討いたしましても賛成いたしかねるので、すみやかに私はこの法案が撤回されることを希望するものでございす。

○川島委員長 次に徳島県立徳島工業高等学校教諭森本真章君にお願いいたします。

○森本参考人 私はただいま御指名をいただきました徳島県立徳島工業高等学校に籍を置いております森本真章と申す者でございす。今回の教員別表の御審議に際しまして、当委員会に御召喚をいただきましたことを見解発表の機会をお与えいただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

私はまず第一に、学校の種別によつてその職域に勤め得るに必要な能力、すなわち職能といふことについて考へてみたいと存じます。一般に小学校、中学校、高等学校、大学と教える対象が年齢的に、知能的にだんだん高くなつて参りますと、これを教育し、指導するにはこれに比例したより高い教養、識見なり能力を必要とすることは、いまさら言うまでもない一般社会通念でございす。しかし私は教育におきましては、小学校があつて中学校があり、中学があつて高校があり、高校があつて大学があるのではありませんか、小学校よりは中学、中学よりは高校、高校よりは大学が重要であると申しておるのではないのであります。それぞれの学校の職域に勤務するのに、最低必要とする能力といふものを考へてみる場合に、具体的に高校を卒業した者を例にとつてみますと、その者は小中学校には臨時免許状の資格ではありますけれども、一応高校を出ただけで、教壇に立ち得るのであります。しかしながら高校を卒業しただけの力で

は高校生を教育指導することは不可能でありまして、ましてや大学の学生を指導するといふようなことはとうてい不可能なこととございます。すなわち上級学校に行くに従つて、それらの学校において養成されるころの最低必要とする能力は、漸次高まつて参るのでございます。トロッツスキー氏はこのことを次のようにたとえております。百米メートルを走る場合に、大学の教授に相当する人は、十秒ないし十一秒で走る能力の持主でなければならぬ、こういうような人はきわめて少ないとございます。高校の教員は十秒ないし十四秒で走る人であれば動まる、小中学校の教員は十秒ないし十六秒の間の人でも動まるということをおつておるのであります。ここに十秒で百米メートルを走る能力の人があるとしまして、その人が大学に勤めた場合には、全力をあげて走らなければならぬ、いわば知的にはきわめて重労働になるのでございます。しかし高校に來た場合には十四秒以内で走ればよいのでありますから、大学に比しまして、知的には軽労働になるのであります。さらに小中学校に行つた場合には十六秒以内で走ればよいのでありますから、さらに知的軽労働に従事することになると言つておるのであります。同じ大学を卒業した者でございしても、労働に對する賃金の原則から申しますれば、軽労働に従事する場合と重労働に従事する場合には、その給与なしに差異がでますのは当然でございします。このような考えから、ソ連におきましてさへも教職員の給与体系は、学校種別の典型的な三本建給与体系になつておるのでございます。それから先生

方のお手元にお配りしてございます資料の十一ページ、十三ページにも書いてございしますように、世界のほとんどのすべての国々が三本建給与体系であり、私どもが調査いたしました範囲内では、日教組が申しておりますように小学校から大学まで一本の給与体系をとつておる国は例を見ないのでございます。

さらにわが国の現行の教職員免許法におきまして、短期大学一年を終了すれば、小中学校に奉職した場合は仮免許状が与えられるのであります。しかしその一年修了では高校に來た場合は無資格でございします。それから短期大学を卒業した場合に小中学校では二級普通免許状が与えられますが、高校に來た場合には仮免許状であります。新制大学を卒業した場合に、小中学校では最高資格であるところの一級普通免許状が与えられるのでありますけれども、高校におきましては二級普通免許状であります。高校の一級普通免許状を得るためには、高校において三年の教職経験と十五単位の研修をいたさねばならないということになつておるのであります。これはちよつと変な形でございしますけれども、この免許法を制定した當時に大学院の制度がなかつたのであります。この免許法を制定された當時の文部省の責任者に聞いてみると、これは大学院一年修了をもつて、高校の一級とするのであつたけれども、大学院の制度がなかつたからこういう形に置かなくてはならぬのだ、こういうようなお話でございします。そのようにそれらの資格要件におきまして、高校の方により高い資格を要請しておりますことは、職務内容に差のあ

ることを現わしておるのであります。私どもが調査いたしましたこの資料の十一ページ、十二ページ、十三ページにございしますように、諸外国の教員資格を見ましても、このような見地から学校種別によつて異なつておるのであります。このような考え方は世界的に共通した通念であるかと存するのでございます。今回人事院が給与準則の勧告に際しまして、教職員の俸給表において大学、高校、小中学校の三本建に勧告いたされたことは、小中学校教員、高等学校教員及び大学教員の資格要件に差異があるところから、国家公務員法の第二十九条及び第六十四条の關係で、それらの職給が別でありますから、俸給表の幅も異ならなければならぬという法的根拠によつてなされたものであると考えまして、公正妥當なる結論と存するものであります。

次に私は工業学校の機械科の教員で機械設計を担任いたしておるのでありますが、よく小中学校は教える内容が浅い、高校や大学は専門的になるが、幅が狭いので教えるための研修は同じ程度のものであるということが言われておるのであります。しかし私はそのようなものでないと思つております。私が担任いたしておりますところの機械設計というものを例にとつて見ますと、機械を設計するためには、数学の知識が必要であります。すなわち小学校で習う加減乗除の知識から、代数学とか、幾何学、三角法、微分学、積分学の知識まで必要であります。またいかなる材料を使うかということの場合には、金属材料学、非金属材料学、あるいは材料力学というよう

な知識を必要とするのであります。また機械にどういふような運動をさせるか、こういう場合にはやはりメカニズム、機構学の知識が必要なのであります。またある機械の部分にどういふようなロードがかかるかということ計算するためには、力学、流体力学、気体力学や弾性力学の知識まで、一応心得ておかなければならぬのであります。

またそのほかにもどういふふうにして、それを工作するかというためには、工作法、また機械の設計には電気関係がつきものでありますから、電気工学の知識あるいは電動機の知識や、設計したものを製図するためには、製図の能力が必要なのであります。さらに文献を調べるために、高等学校においては英語やドイツ語の知識まで要請されるのであります。しかもそれらの科目が、小中学校の国語や算数のように、個に独立したものでではなく、機械設計の授業のためには、それらの科目の知識のいずれが欠けても支障を來すもので、実に複雑な有機的な關係にありまして、複雑性は増大いたしておるのであります。また知識安定度というものが、基礎的なものであります。この知識はきわめて安定性があるのであります。専門的に高度になつて行くに従ひまして、知的安定度といつたものがだん／＼薄くなるのであります。一旦覚えたものでもじきに忘れてしまうのであります。そういうようなもののため

に、研修努力がより以上に必要なのであります。このように上級学校に進むに従つて、職務内容は困難性、複雑性を増大いたすものであります。これがために世界各国におきまして、先

ほど申し上げましたように、上級学校の教員ほど、より高い資格要件を要請いたしておるのであります。

次によく言われることであります。が、小中学校にもベスタロッツチのようなりつばな教員がおられる。その者の給与は大学の教授と同じ俸給を与えてもよいではないかということをおつておるのでございますけれども、このような人は例外でございします。法律を制定する場合には平均人の、普通の人の基準によつていたさねばなりません。例外をもつて法律をつくりそれを例外でない全体の人々に適用することは、大きな弊害を生ずるおそれがあると考えるものであります。このような例外的な人々におきましては、現行法においても特別昇級とか、わく外昇級の方法において、現行法のまま救済できるやうになつておるのであります。今回の改正案は、大学、高校教職員の給与の陥没を救うものであると思ひます。現行俸給表におきましては、高等学校教員構成上の特殊な理由から、年令で比較した場合に、大学または専門学校を卒業した者が、大多数を占める高等学校の教員の給与が、大部分師範学校を卒業された小中学校の先生方よりも平均給が低いのであります。本改正案はこういうような陥没を救うために、四級以上の教員について平均六百円程度の昇給をするとともに、小中学の教員をも優遇するものであります。十分とは申しがたいのでありますけれども、當を得たものと存するものであります。日本が民主的文化国家の建設に向つて努力している今日、わが国の文化の最先端を行く大学教授の方々の待遇を、国家予算の許す限り改善をいたされん

ことを最後に希望申し上げまして、私の話を終りたいと思います。

○川島委員長 次に東京教育大学学長柴沼直君にお願いいたします。

○柴沼参考人 私の関係いたしてあります大学はむろん一般の大学なのでありますが、同時に最も質のよい教員を供給するという意気込みを持つておりまして、学園の第一条件にもそのことがうたつてあるのです。従いまして大学という立場と、また教員の供給元という立場から申し上げたいと思うのであります。一言お呼び申し上げておきます。私土曜日の午後この原案を拝見いたしました。あと詳細に具体的にどの程度待遇の改善になるかということを検討する余裕がありません。ただいままで皆さんの話を伺つて、わずかにその知識を得た程度でありますので、自然話が多少常識的のことになるかと思うのでありますが、その点お許しを得ておきたいと思ひます。

最初に大学の教員につきまして、多年われ／＼の待遇改善——安んじて研究できるようにしてもらいたいということをお願いいたしております。若干の運動等もいたして参つたのでありますが、とにかくこのように一般職員から切り離して扱うという取扱いは、おとりくださつたことに基づきまして、非常に感謝にたえないのであります。ただこれはたいへん暴言かもしれません。この別表を拝見しますと、実は現在でもほぼこれに近い俸給をもらつてゐる人数は少ないのでありますけれども、とつてゐるのであります。学長にいたしますれば新しい十二級に相当する旧十五級の学長というものは相当数あります。また学部長その他老年の教

授には新しい十一級、旧十四級に相当する俸給をとつてゐる者も若干あります。わずかに大学院を置く大学の教授についての特例のところが改まつたところなのかと存するのであります。

もし私の申すことが誤まつておれば取り消します。そういたしますと従来と若干の点においては、かわらないのではないかとこの特別扱いを受けますが、ただ私もこの特別扱いを受けます。これは、大学の教授について実は級別の定数が定められておられます。これは一般行政職でありまして局長、課長、係長というふうな、それ／＼の職務が異なつておられますので、級別というよりも一応考えられるのであります。大学の教員はほぼ同じような内容の仕事に従事してゐるから、たゞ／＼上級の級の定員が一ぱいであるために同じように年限を経、同じような成績をあげながら、不運にも昇級に漏れるというところが出て参ります。もしこの表によつて今後の大学教授の待遇を改善されるというようならば、この原案についてぜひ大学教授、助教授等に関する限り、級別定数は採用しないということをおきめ願ひたいのであります。そういたしますればこの俸給法によつて、相当程度の待遇の改善ができるかと思うのであります。その点を期待いたしておるのであります。

次に大学院を置く大学に限つて、若干の号の昇給を認められておるのであります。この点は少しく疑問を持ちながら、一応賛成するところがございます。たいへん申し訳ない言い方なんですけれども、研究がまだ十分自身として行かないのであります。

す。その疑問と申します点は、現在の国立大学におきまして大学院と申しますのは、実はその学部、学科等の実力によつて置いたというわけではないのであります。旧制大学を包含するたぐい、それを基礎としてつくつたという形でありまして、従つて大学院を置くべき実力があるから、なおかつ当分大学院が置けないという国立大学が相当あるものであります。そういうのをとりまきと、これは俸給は個人に

気のない原則でありますから、非常にうのみに、人材が集中するというおそれが出て参るのであります。この点若干の疑問があるものであります。それから一応賛成すると申しますのは、これはなほまだ大学院を置く大学におきましては、職務内容が一応普通の大学の学部と違つた点まで持ちます。仕事の量もふえますし、また仕事の質も高まることとはもちろんであります。そういう意味におきまして、何かこれらの教員に待遇の道を講じたいという気持ちも十分私どももあるものであります。もしこの点がこういう形であるならば、大学院に關する職務俸というような形でも、おきめくだすつておつたならば、私どもは躊躇なく賛成できたのではないかと申します。

次に先ほど申し上げました通り、私どもの大学の特長から、少しく一般の高等学校、中学校、小学校と違ふかもしれないと思ひます。点がございまして、そのことを申し上げます。私どもには、小学校、中学校、高等学校と三つの段階の附屬がございまして、そのほかに盲聾あるいは低能児等の特殊の

教育をいたす附屬もございまして。これらの附屬学校の職員配置を考えますと、同じ大学を卒業して、最も老練なところが実は小学校あるいは特殊教育等に配属されるのであります。

中学校、高等学校の方は、同じ大学を出ましても、今が勉強の盛りという非常に専門的な野心の多い者がかなり多く配属される。むろんそういう者のみというわけではないのであります。そういう者が相当数それ／＼の学校にいて、多数を占めておるといふこととであります。それでもし私の大学だけのかつてな都合を申し上げていただくなれば、かりに大学以外の教員の待遇を二本にわけるといふならば、私どもは小学校の段階と中学校、高等学校の段階でわけてしまひます。これは教育の内容共通性の問題から来るものであります。このわけ方ですと実は職員配置の上で若干問題が生ずることとは想像できるのであります。しかし私どもはたいへん大きなことを言うようでありまして、実は附屬学校をもつて全国のそれ／＼の各級の学校の再教育の機関として、利用したいという念願を持つておられますので、従つて教員の配属方法が、幾分地方と違ふのかも知れないのであります。その点の研究を私まだしていませんので申し上げられませんが、そういう事情から申しますれば、この三本建は私の学校に關する限りは、相当な不便が出るであらうということが申せるのであります。

次に養成いたしました学生を就職させますのに、先ほど来いろいろのお話がございまして、私の大学の卒業生でも、やはり高等学校、中学校、小学校あるいは特殊教育をそれ／＼に、その

志望によつて就職いたしております。決してこれは成績やあるいは能力によつて就職いたすのではなく、もつぱらその青年らしい情熱によつて、就職のために身をささげんとして就職いたしておる身でありまして、これらの者を大学として考える場合に、違つた初任級でおとりくださるということは私どもは好まないものであります。従つてまた職務内容の困難さ等の比較をすることとは、きわめてむずかしいのでありますから、その意味でも若干昇給年月に差をつけるということは、私どもとしてはできれば避けたいという希望を持っております。しかしこれもお話をあ

りましたように、ごく常識的に申せば、小学校、中学校、高等学校、大学というようにならざる各級別によつて俸給の元になるような表が異なるということは、これはいわば世間的に申せば、ごく常識的な考え方ではないかと思ひます。従つてそれを必ずしも私どもは否定し切れないのであります。ただもう少し進んで考えてみますと、高等学校に供給する教員の学歴、あるいは中学校に供給する教員の学歴、あるいは小学校に行く者の学歴等が、従前のようにはつきり異なつておる場合には、この異なつた表を出すことがきわめて適當だと思ひます。現在いづれも四年制をもつて教員養成の本則とする意見がきわめて強く、中央教育審議会におきまして、そのような原則であるということが、新聞紙によつて報ぜられておるとも初任給は全部同じ、それから昇給の年月も同一であるべきであらうと考へるのであります。ただ最終の到達すべき最後の号俸につきましては、こ

れはある程度考慮の余地があるであらうということ、私どもも考えるのでありまして、その点につきましてはむしろ人事院の考えに私の考えは近いわけでありまして、ただ先ほど小学校、中学校等に優秀な教員、校長等のある場合に、これらの人が優遇されるのはけつこうだが、それは原則にはならないというお話があつたのでありますが、原則にならないとするならば、一般原則のほかに教員の待遇については、特にそのような各府県に何名というような、だれが見てもすぐれておるといふような小学校の先生、中学校の先生についてはこの新十一級はおろか、新十二級までも飛ばし得るような特例が設けられていいのではないか、かように考えるのであります。私いろ／＼今まで伺つておりましたこと、あるいは本日伺いましたことに基いて二本建がいい、三本建がいいという点について、直接の意見は実はまだ立てかねております。そもそも暴言を許していただげるならば、教員の待遇を實質的によくするといふ点から見れば、二本建、三本建といふことは、実はあまり意味のないことであるような印象であります。それよりもつと具体的に各教員の待遇がよくなり、安んじて教職に献身できるような方策を、たとい何本建にせよ考え得るのではないか。たとえは先ほど日教組のお方のお話に、この俸給で行けば最後の十年間は昇給なしに終るではないかというお話があつたのでありますが、私はそのまづた逆の心配をいたしております。私はこのように十一級、十二級と新しい俸給で出しておりまして、はたして全国の人々がこの恩恵に浴し得るか、おそ

く私分量ですが、順調に行けば二十六年、七年度で最高まで行ける勘定ではないかと思つておりますが、実際にはおそらく四十年以上かかるであらうと思ひます。それは先ほど申した、ぐとえは級別定数とか、あるいは予算の關係等からチェックされるからでありまして、従つて私としてはむしろ何とか一人でも多くの者が高級な級号に昇格し得るような、具体的方策をあわせてお考え願ひなければ、本案の設定だけでは必ずしも教員の待遇の改善の解決にはなつておらないのではないかと願ひます。これを基礎としてさらに百尺竿頭一歩を進められて具体的方法について御検討を願ひたい、このように考へてゐる次第であります。

○川島委員長 次に、東京大学教授山之内一郎君にお願いいたします。

○山之内参事人 私ただいま御紹介にあずかりました山之内一郎でございます。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する私の意見を申し上げたいと思つてございしますが、私はこの点に関しまして、大局から論じてみたいと思つた次第でございます。

この法律案に盛り込んであります、教育職員を一般職の職員の給与とは別個にいたしまして、教育職員を優遇するといふその趣旨は、趣旨としてまことに賛成でございます。申すまでもなく、日本の将来を考えます場合におきまして、教育の職といふものはまことに重大な職であります。従つてまたそれに従事する教職員の任もまた重大な關係を持つておるものであります。ゆえに、教育を發展、充實せしめる上においても、教職員を優遇するといふこ

とは、まことに大切なことであることは申すまでもございせん。そういう意味からいたしまして、この法律案の提案理由説明書を拝見いたす場合に、前半に關しましては趣旨としてまことに賛成でございますが、この法律案の内容に關しまして、この提案理由の説明書は、何らその合理的な理由とか、またかく／＼であるという点に關しては、ほとんど触れておりません。そういった点と、この提案理由の説明書なるものは、私率直に申し上げますが、まことにずさんきわまるものであります。こういうような提案理由説明書によつて、この法律案が可決いたします場合には、納税者としての国民は、何ゆゑにこういう法律が制定せられたのかといふことについて、いかにも明確でありません。いづれ立案者にはい／＼な御理由もあると存じますが、少くともこの提案理由説明書は明確を欠いております。それはそうといたしまして、私が思ひますのに、教育はそれ自体まことにとうとういものであり、まことに重大なものであります。小中学校、または高等学校、または大学の三者において、その重要性、または意義が本質的に異なつておるものではないと確信いたします。教育といふものは知識の大小によつて効果が左右されるものではないのであります。大学教授は小学職員よりも専門知識は豊富に持つておるかも知れませんが、しかしそれなるがゆゑに教育者として優秀な者、また価値の多いもの、私は確信いたしますが、全人格をもつて教育に當る熱情と、そして教育の技術等を修得しておるもので

あり、かつそれに加えて、その学校の種類に應じた知識が伴わなければならぬといふものではないと思ひます。そうしますと、何も微分積分ができるとか、流体力学がどうこうといふものでも格付されるというふうなことは、教育そのものから考えますと、末の末の問題ではないかと思ひます。こういう立場からいたしますと、大学教授、高等学校教員、中学校教育員に關しまして、給与についても、教育の面から考えまして差別をつけるべきものではなく、ことに現在の教育職員、また一般職員もそうでありまして、給与といふものは生活給として考えなければならぬ建前であり、またその給与額でもあつたと思ひます。しかも現在の給与額たるや、生活給として十分であるかといへば、決してそうでありません。憲法にうたわれておるところの、健康にして文化的生活を樂しめるようなことは、およそ遠いものである。私は本改正法律案のごとき三本建という給与体系をつくり出すことは、まづた不適当なものであらうと思ひます。むしろ現在の二本建をも改めて一本建とすべきことが、私をして言わしむれば當然なことであると思はれるのであります。

これと關連いたしまして、しかしながら、ことに大学教授はそうでありまして、なお高等学校教員、中学校教育員においても、そういう面を無視して考えることはできない問題が、ここに一つございまして。それは何かと申しますと、科学研究者としての面でありまして、ことに大学教授に關してはそうでありまして、私は日本学術會議の科学

者の生活擁護委員會の委員長をしておりますので、この問題については常に思ひをせておる次第であります。科学研究者としての面を、この際直接この法律案に關係いたさないかもしれませんが、どうしてもこの面とのにらみ合せて、この問題を考へて行く必要があると思つております。申すまでもなく、日本は資源の乏しい国家であります。ゆゑに、科学研究を大いに盛んにして、この乏しい資源を補つて行かなければならぬ。また社会制度等々に関しまして、社会科学的研究して、適切な施設をして行かなければ、日本の将来に對して非常な憂うべき問題が出て来るのではないかと思ひます。次第であります。こういう科学研究者としての面を大いに尊重し、そして科学研究費を十分に優秀な科学研究者に補助し、また科学研究機關の科学研究費を存分に与えたいことを考へて行かなければならぬと思つております。しこうして科学研究者の科学研究の助成または研究費の給与につきましては、単に狭い意味における科学研究費、すなわち図書費とか、または実験費、そういったような狭い意味の科学研究費のみではなく、科学研究の環境を十分にするとか、または、たとえば科学研究についての科学研究者の健康または休養といふような面までも考へました上の科学研究費を、十分考へて行かなければならぬと思つた次第であります。そうしますならば、従来よく大学教授とか、高等学校教員は、小学校の教員よりも優遇しようといふような議論の中に、この科学研究といふ面とあるいは混同されておるような議論が、まああるやに思はれ

ますが、これを区別して考えまして教育というものはまことにとうとい、そうして大学、高等学校、小、中学校の差別がなく、教育それ自体は全人格をもつて当らなければならないというような建前からいいたしても、この法律案のような三本建というものは、まことに私をして言わしむるならば、不適当なものであると思う次第でございます。

それからこれを直接この法律案に関連の問題かも知れませんが、なおあわせて議員諸公のお考えおき願いたい問題は、一般の職員と別個に、教育関係の事務職員の給与の優遇の方法を特に考えていただきたいと思う次第であります。教育関係の事務というものは、単なる事務ではありませんので、教育に関する事務という関係から、非常に教育というものの対する自覚を持つておりませんと、十分にその機能を發揮できない問題でありまして、かつまた同じ学校において事務系の職員と教官系の職員との待遇に、きわめて画然と差別があるというところは、教育機関における教育の効果を、全体として發揮する上においても、不適当かと存する次第でございます。これは余談でございます。

そういうような前提から、私が今度の改正法律案を考えて見ますならば、この法律案の成立について、特に全日本高等学校教職員組合は御熱心でありまして、参考資料もいただいた次第であります。この御意見の中にも、私の申しましたような立場からいいたしますと、まことに解せない点が多々ございます。たとえば四ページにも「これに比例したより高い教養識見能力を必

要とすることは、云々」とございます。ただいま申しましたことからいいたしますならば、小学校の教員よりも高い教養、識見、能力を必要とする、これが一義的には結論づけられないと存じます。もし高等学校教員より低い見識でよいということが、小学校教員に妥当いたしますとするならば、教育の基礎となりますところの、またある意味においては教育に關して土台を打ち込まなければならぬ、そういう子供に対して、十分な教育がでなくなると、また高等学校に参ります生徒というものは、小学校の生徒よりも数が少ないのでありまして、一般の国民の義務教育の基礎をつくる意味からも、小学校教員こそまことに識見の高い、また教養の高い教員を要するであろうと思ひまするがゆえに、この全日本高等学校教職員組合の三本建というものについての理由書は、まことに私どもとしては解せないことでございます。

またこれは片々たることもかもしれませんが、九ページの「勤続年数の短くなる理由」として、これはこういう理由から短くなつたから、これを是正するべきだというようにも半面に含まれておるかとも存しますが、その第三に「過去の大学専門学校入試の浪人の浪人」ということがございます。入試のための浪人、これは自己の責任において浪人になつたのでありまして、そういうような浪人になることは、試験の運もありまして、一概に言へませんが、浪人になつたような、こういう自己負担による損失というものを救済することは、法律において救済する必要はまつたくないと存じます。こういうふうに考えてみますならば、全日本

高等学校教職員組合というものは、はなはだ自分の周囲のことしか、自分の身のまわりしか目が届かないまことに狭い眼界と、自己の利益のみしか考えておられない、こういうことで、教育という先ほど申しましたような責任の重大な職務が、はたして勤まるといふうにさへ思ふ次第でございます。巷間よく伝えられるところによりますと、これは真偽のほどは存じませんが、この組合がある特定の政党と通謀して、日教組を分裂させる苦肉の策だとも伝えられておるのであります。もしかりといたしますならば、憲法で保障されておる基本的人権を脅かす問題でもありまして、かたゞ「こういうような疑惑を持たれるような行動は、慎まれた方がしかるべきだ」と、私は考える次第でございます。

いすれにしましても、先ほどから申しますような趣旨におきまして、今回の改正法律案というものは、私をして言わしむれば、提案理由についても、はなはだずさんでありますし、また趣旨においても、大局から見まして、とるべからざるものだと考える次第であります。さらにゆえに、なお十分御検討の上、さらに理想的な給与体系ないしは給与に關する法律案を御検討になつて、あらためてこの理想的な案を御提出なさることがしかるべきであつて、今回の法律案というものは御撤回になつたことを御報告いたして、私の意見といたす次第でございます。

○川島委員長 以上で参考人の方々の御意見の開陳は全部終了いたしました。質疑の通告がありますから順次これを許します。時間の關係でぐさ率直な簡単な御質疑に、お願いいたします。

○石山委員 議事進行。委員長の時計をひとつ参照していただきたいと思ひます。時間が十二時を過ぎること十五分以上になつておりますので、一応打ち切りの動議を提出したいと思ひます。○川島委員長 参考人の方もお忙しいところをおいでになつておられるのですから、なるべく午前中に参考人の方にお帰り願つた方がよいと思ひます。お互いに食事ぐらいがまんしようではありませんか。

田中好君。○田中(好)委員 私は、ただいまお述べになりました山之内先生に、ちよつと簡単に伺ひたいと思ひます。非常にずさんな案だと思ひます。非が、これは見方によつていろいろな批評を受けることと思ひます。教育の本質につきまして、るるお述べになりました。よく了承いたしました。しかしながら、教育の本質からいいたしまして、私はその教育に従事する者の給料をきめるのに、これは同一であらなければならないと、これは同一である理由が、ちよつとわれわれにはわかりかねるのであります。給料を決定いたします場合は、もちろん生活給も基本にいたしまして、職能給の給与を出すことが妥当な制度ではあるまいか、こう考えてお本質から行くならば、一本建でよいのだというふうな考えは、現存の教育職員免許法が、すでに職能的色彩をもつて制定されておる。そのときに、いやこれは一本建でいいのである、職能給なるものは、かまう必要はないのだ、こうおつしやることは——教育の本質はそれはおつしやる通り、しかし

ながらその教育に従事する人間に給料を払う場合に、教育の基本だけできめらるべきものじやなからうと思ふ。その点先生からとくとお教を願ひたいと思ひます。○山之内参考人 その点に關して私の考えを申し上げます。あるいは見解の相違というふうなことになるかも知れませんが、私はその点に關してこう考へております。現在の給与というものは、先ほど申しましたように生活給としても不十分であらうと思ひます。それゆえにそういう立場からいいたしますならば、大学教員も高等学校教員も、小学校、中学校教員もまつた同一に考えられるものだと考へております。それからまた教育に従事する人の資格による給与の差別というふうな点につきましては、もちろんそういうことを全然無視することはできませんが、その資格要件というものは、初任給の場合の格付によつて十分救済され、またさうあるべきだ、さう考へている次第でございます。

○小山委員 私は山之内さんのお話を伺つたのですが、どうも前半の御議論はまことにけつこうでありまして、大分敬服したのですが、最後の御言葉に對しましては、まことにへんばな御議論であるように思われる。あなたは科学者でありますから科学の進歩を、あるいは科学の問題について援助を与えてくれとかいうようなことも言われるのです。よほど利己的な考えに陥つたというふうな気分がいたしました。あなたの前半の議論に對して私は全然尊敬を失つた。あなたはここに日教組のまるで擁護をしておるような御

第一類第二号 人事委員会議録第十一号 昭和二十八年七月二十七日

一

議論でありまして、あなたがもしこの高等学校の先生たちの陳情について御批判をなさるならば、同じく日教組を擁護しておる議論に対して、あなたは最高の学府の教授として御批判あるべきだと思ふ。教育の根本の問題から行くと、私は今日の教師になんかちつとも信頼を置きません。子供のときから教育するのは母親の力なんです。母親の力、父親の力なんです。今日ではたよるべき教師はほとんどいないような気分がする。そういう根本的なことを言えばこれは別です。だからここでは私どもは今少くとも政治的に實際問題を取扱つてゐるのです。だから實際問題に対する批判を伺いたい。あなたのような理想的な問題、抽象的な問題ならば、私どもはお伺いする価値がない。今日は政治問題の話です。――それじゃあなたは日教組の持つてゐる態度はいいと思ひますか。今日日教組の持つてゐるすわり込みだとか、あるいは乱暴な態度をとおつてゐる、こういう方々に子供を託せられますか。ほんとうのこの子供の教育というものは母親の力なんです。その母親の力を養うのは要するに小学校の教育です。それよりも家庭の教育――この小学校の教育が非常に乱れてゐる。知識の問題、高等學校以上には知識の問題、人格の問題を、今日日教組の団体がつてゐるようなことで、日本にちつばな人間ができるかと思ひになりますか。あなたは科学者ですから科学のことをお考えになられればよろしい。私どもは人格を考え、日本の國家の将来をどうするかということを考へてゐる。それに今日の日教組の持つてゐる態度を、あなたはよろしいと思ひになりますか。この

機会において、一方のこの高等學校の先生たちの主張すべき陳情を批判なさるならば、私は日教組の持つてゐる態度に對するあなたの御批判も伺いた

い。

○山之内参考人 ただいまの御質問ないし御意見について私の考えを申し上げ

ます。

私の議論について前半においては尊敬したけれども、後半において尊敬を失つたという、それは主観的な御判断で、いかうとも御判断の矢面に立つてけつこうでございます。

それから日教組についてどう／＼という御質問でございますが、これは今日の参考人としての意見の範囲外と存じますから、答弁の限りではござい

ません。ただ私の議論の中のあるものは、私が正しいと思うところが、日教組の議論とたまた一致した点がござ

いましたならば、それは日教組の關係部分については、私は全面的に賛成する結果となる、それしか申し上げることはできないとお答えします。

それから家庭教育について、母の教育の大事な点はごもつとも次第でござ

います。しかしながらその点は今日の――まさか母を優遇しろというように、職員の給与の一部改正法律案の中に、それを盛り込むという御議論ではございませんでしようから、その点に

も触れる必要はないと存じます。ただ私の議論が非常に抽象的である、今日の政治問題としては、それでは十分解決できないという御議論に對しましては、私のそういうような前提からいた

しまして一本建にし、そうして一本建になつて教育に携わる職員は、すべて生活給を基礎といたします場合には、

同一の体系となすべきだということ

は、何も抽象的な問題ではございませんで、現実の問題だと私は考へております。

○小山委員 あなたの言うようなことが抽象的じゃないといへば、日本にはそういう問題が溢れてゐるのです。理想的に言へばすべてを改革して行かなければいけない、そんな問題は山積しております。教育の問題だけじゃありません。あなたの一本建というよう

なことは、たれでも考へてゐる問題であります。今現実の問題をどうするか、急場の問題をどうするか、あるいは占領中の政策をどういうふうに進めて行くか、自然的にどういうふうに進

めて行くかという問題に達着してゐるのです。あなたのおつしやるようなことはこれはみな同じです。政治上の問題でもみな同じです。

○山之内参考人 それじやお答えいた

します。ただいまの御議論は、御議論として私承つておきます。しかしながら今日参考人として参つたのは、お答えを受けるために参つたものではござい

ませんことを、明言しておきます。

○加賀田委員 岩手県の磐石さんにお尋ねをいたしたい。今の参考意見の中で、高等學校と中小の學校でつてゐる教員の職務内容が異なるということ

であります。当然少々異なるというのだらうと思ひます。その異なる対象として給与という問題が、ここに上程されてゐるものであります。われ／＼の考

えては給与というものは、まず最低生活保障の對象としての給与となつて行かなければならない。ここで日本の経済の情勢の中において、最低生活が

保障されてない現状で、さらに職階制的の給与体系が混同されてここに提出されてゐるわけですが、その最低生活という問題を別といたしまして、職階

制に基く労働の質と量とに基いて給与というものが決定されるという前提に立つて、この問題の内容を検討してみ

ますと、職員の給与を決定し検討する内容では、六つの問題が大体対象になつております。いわゆるその勤務の複雑性、さらにその困難性、責任制、こ

ういうような問題を対象といたしまし

て、さらにその労働の強弱度、あるいは勤務時間、労働の環境、これらの問題が全部対象となつて給与というものが決定されるのであります。これらの問題を中心として職務内容というものを重点に取上げて三本建、しかも高等學校の職員に對して優遇すべきであるという結論でありますから、これは特

に中小の教員と高等學校に勤めてゐる教員との職務内容を基礎として、賃金の差をつけなくちゃならないという、今申し上げました六つの点を中心として、對照的に一応御説明願ひたいと思ひます。

○磐石参考人 ただいまの六つの要素は、給与法の四條の中に給与を決定する要素としてうたわれております。私どもが先ほど申し上げましたように、責任の度合いあるいは強度あるいは勤務時間、環境という四つの点においては、これは小、中、高、大ともにそれぞれ大体ひとしいと見なければなら

ない私は思ふのであります。また先ほどからいへば、この御意見があらましたように、教育の価値と重大性という点においては、また相ひとしい、こ

う思ふのであります。また實際的教育の面におきまして、訓育指導の面にお

きまして、あるいは小学校の生徒は小学校の生徒なりに、中学校の生徒は中学校の生徒なりに、あるいは高等學

校の生徒は高等學校の生徒なりに、おのの困難性がある、それは比較して推しはかることはできない。しかしな

がら先ほどあげられました六つの中で複雑の度合いと困難の度合いというものは、やはり差があるということを私は申し上げたいと思ひます。その点を

て相違があるという御説明なのです

が、困難性というものを對しても、内容は非常に複雑だと思ふのです。今柴

沼さんの御説明の中にも、小学校あるいは特殊學校に對しては、特に老練性を必要とするという説明がありまし

た。この老練性も教育に對する困難性の大きなウェイトだと思ふのです。従

つて困難性に對して高等學校と特に小学校、これらの問題で高等學校が困難

性が高いということを、對照的に具體的に御答へ願ひたいと思ひます。

○磐石参考人 人類の歴史が、やはり文化の発達の場合にいうものを示し

てゐる、こう思ふのであります。そういう点からたとえば数学などで申し

ましても、中学校で指導する数学の範囲というものと、それからまた高等學

校で指導する数学の範囲、あるいはそれに付随したいろいろの事柄、さらに

はり給与の決定というものは、いろいろの議論ができると思うのであります。たとえて申しますならば、あるいは国会議員の方々の複雑、困難の度合いというものと、県会議員の方々の複雑、困難の度合いで、どこがどのよう異なるのかと申ししても、やはりいろいろ異なるともいえる、あるいは同様な点が多いともいわれるのではないかと申すのであります。そういう点から私どもとしては、六つの要件の中の二点は、やはり違いがあるということをお願いしたいのであります。

○加賀田委員 今賛成の方から複雑性と困難性が異なるから、特にこの職務内容の二点が、三本建にする賛成の意見だということでしたが、逆に反対の佐々木さんをお願いしたいのです。この点に対して、どうお考えになつておるか。

○佐々木参考人 私は複雑性、困難性というものは、二つあるいは三つの要素から考へて行かなければならないと思ひます。この点についてはたとえ教員個人を見た場合に、その学歴や資格が片や旧大あるいは新大、短大といふことによつて、修めたそれ／＼の過程において複雑、困難なことがあつたことは認めなければならぬ、従つてその点については初任給において、学歴と勤年というものを十分調整をとつて行けば、この問題は解決できる。それでは実際に仕事をした場合の困難性、複雑性というものの議論は、今のような議論からは私は行かないと思ふ。これは心理学を研究すれば十分わかると思うのですが、西も東もわからない一年生の子供に字を教えるという

こと、一足ずつを教えるということと、それから中学校の一年生にアルファベツトを教えるということと、高等学校の生徒に代数学や幾何学を教えることのどれがむずかしいかといへば、教育というものは対象があつて、その対象に一つの問題を持つて行つて理解させることが、教育の仕事でありますから、その学校が設定しているところの過程が、ただ縦に積み上げた場合に、困難性、複雑性があるからといつて、そのことがただちに給与を決定する際の条件になるのではない、そういうふうにお考えなのであります。なお私も今までいろいろ／＼極端ある教育研究者の方々に、この点については研究してもらつたのであります。何としても現在の幼稚園から大学の間に於いて、今言つたような教育の作用として、その複雑性、困難性を結論づけるということは現在のところは出ておらない、そう承知しておるのでございます。

○川島委員 長 受田新吉君。

○受田委員 柴沼さんにお尋ね申し上げます。先生の学校は大学の課程はもちろんのこと、附属の高校、中校、小校と各系列の学校全部を網羅しているという点においては、全国の学校系統のモデルになることであると思ひます。従つてその教職員を統括しておられるあなたの見られたところで、先ほど御意見をちよつたり伺つたのであります。また学校の卒業生を附属の高校、中校、小校と配置する際に、おける学長としての心組みもお伺ひしたのであります。同時に先ほどお話の中にあつた雙面教育のごとき特殊学校についても言及されておつたのであります。高等学校、中学校、小学校とい

う学校の種別を別にしてこの学校運営、つまり教員の待遇問題が考えられるかどうか。特に特殊教育をやつていゝる盲聾の關係の学校のごときは、まつたく小学部、中学部、高等学校部とその系列が一本になつてゐる關係上、どれへ配置されても同様の困難性を持つて教育に當らなければならぬのです。が、職務の内容がまつたくそういう特殊教育においては一本化すると思ふのであります。こういう場合に給与の區別をすることによつて弊害は起らぬか、今申し上げた二点、すなわち高等、中、小と学校種別によつて待遇を區別することが、あなたの学校において正直にいつて妥當かいなか、それと今の特殊教育における学校系列によるごとの教員待遇を區別することが妥當かいなか、この点をお答え願ひしたいと思います。

○柴沼参考人 ただいまお尋ねのこと、実は先ほど相當正直に申し上げたのであります。私の学校の特殊性かもしれないという反論がおそらく出ると思ふのであります。それも断つて申し上げたのであります。私の学校の場合には一般的な教育及びその研究といふことのほかに、いわば指導的な立場に立つような任務まで、私もそれ／＼のクラスの学校に負わしております。そういう場合には、学歴あるいは経歴等において、どの学校の教官が、どの学校の教官より劣るとかまゝさういふことはまず言えないのであります。また教育内容の困難性といふことも、一概にとつてい申せません。むしろ職務の質が違ふという形で申すよりはか方法がないのであります。従つて、盲聾の特殊学校も、私

の学校の附属学校になつておりますが、それらも含めて運営する場合、三本建にしない方が都合がいいというところを、先ほど申し上げたつもりであります。ただ、實際問題として、そこに私は少し言葉のしを濁しましたのは、私の大学の卒業生といへども、東京都内の高等学校には即座には採用されない実情だからであります。そういうことが、何か教員待遇の上において、あるいは高等学校の職員構成において理由があるのではないかと申しますが、この点、私実は、私自身の解決法をまだ持つておらないのであります。私個人としては、二本建になつた場合でも、三本建になつた場合でも、むしろその問題は末節の問題のような感じがいたします。教員の實質的待遇をよくするためには、そういうことではなしに、まつたく別な見地から具体的に各教員が恵まれるような方策を、この法案の中に含めてもらいたいといふこと、それで今申し上げた次第なのであります。

○受田委員 教員養成の大学におきまして、東京の教育大学は第一の学校として、高等学校教員を養成しておられるし、広島大学にも一部のそうした機関があるわけですから、目下各県の国立大学は、中小学校の教員養成に對する志望者が、はなはだ少く困つておる。教育大学の志願者は非常に少いのだといふこの現実と、わけても、その中でも、中、小とわけると、小学部の志願者が一層少いのだといふこの現状を、この三本建の体系を確立することによつて、一層悪化せしめるような憂いはないか。これは現実の聞題なのであります。東京教育大学

は、この点において、志願者に苦勞させない点では、非常にお氣遣ひであらうと思ひますけれども、現実の日本の教育に一応の理想を掲げること、それから現実の狀態と、この双方をよく考へて行かなければならぬと思ふのであります。それについて、高校教組から出したいだいておるこの資料の中にもあります。諸外國の給与体系であります。が、教員資格の方で、初等教員と中等教員とそれ／＼區別されております。過去の日本の教育においては、こういう段階が一応ふまれておつたのであります。が、これから先の教員養成機関の各大学においては、新制大学を基調とする一本的なスタートに立つておるわけでありまして、過去の教員の隘役を救うという問題と、新しい卒業生、これからスタートするところの、新制大学を卒業して同時にスタートに立つて、教育界に入る人々のこととを混同して考へないで、別々に考へる必要はないか。これまでの学歴差あるいは前歴計算の上の不利、恩給上の不利といふようなものを十分処理して、そうして教員の基本的な待遇を確立しておいて、新しく免許法に規定された新制大学の卒業生を同じスタートに立たせて、新しい教育体制を固めるといふやり方、この考え方に對して柴沼さんはいかがお考えでしようか。

○柴沼参考人 いゝ／＼学生の応募のことから、また、教員の待遇の基本的なこと等についてのお尋ねなんです。ありますが、私十分な御返事ができるかどうかわかりませんが、学生の募集につきましては、最も典型的な形で考えますと、私の教育大学は主として、高等学

校の種別を別にしてこの学校運営、つまり教員の待遇問題が考えられるかどうか。特に特殊教育をやつていゝる盲聾の關係の学校のごときは、まつたく小学部、中学部、高等学校部とその系列が一本になつてゐる關係上、どれへ配置されても同様の困難性を持つて教育に當らなければならぬのです。が、職務の内容がまつたくそういう特殊教育においては一本化すると思ふのであります。こういう場合に給与の區別をすることによつて弊害は起らぬか、今申し上げた二点、すなわち高等、中、小と学校種別によつて待遇を區別することが、あなたの学校において正直にいつて妥當かいなか、それと今の特殊教育における学校系列によるごとの教員待遇を區別することが妥當かいなか、この点をお答え願ひしたいと思います。

校の教員が出て参ります。また、東京学芸大学は、中、小学校へ行く学生が主として養成されておられます。高等学は、ほとんど資格をとればとれますが、養成としてはやつていない。その二つを比較した場合、従来の実績において、勢い私の大学が全国的な志願者があり、東京学芸大学が比較的的地方的であることは事実でありますけれども、しかし現在においては、東京学芸大学も、相当多数の志願者を擁しております。数倍の志願者を擁しております。そうしてこれが新しい体系によつて、どれだけ影響を受けるかということとは、これはまったくの想像でありまして、それを相対的に推定する材料は、まだ持つていないのであります。しかしこれは考えようであります。多くなるといえず少くなるといえないと私は思うのであります。現に私どもの大学でも、同じ学部、同じ学科であつて、一方は相当優遇される実業界に行く者もあれば、あるいは好んで教育界に行くという者もあるものであります。これは必ずしも一口には言えない。ただ一般に、国が小学校教育、中学校教育は最も軽んずるのだ、国が軽んずるのだというやうな、そういう態度が出た場合は、非常に恐ろしいことになると思うのであります。本業がはたしてそういう趣旨かどうかということについては、私は必ずしもそうは言ひ切れないやうな気がするのです。

ためて教員の待遇の立法を考究するということが、私も正しい方法だろと思うのであります。しかし、先ほどのお話のように、そういう方法は言うべくして、とうてい行われぬのだというならば、こういう方法による救済も、暫定方法としてやむを得ないのではないかという気がするものであります。その点私自身が非常にあいまいな点であります。ともかくにも、少しでも全体の教員がよくなるということとが私どもの念願でありますから、どんな方法を用いても、たとい暫定的な方法にせよ、少しでも教員の待遇を向上せしめて行つて、その必要に應じて——おそらくこれが永久の立法でもないであらうけれども、その間にもいろいろ研究が行われるであらうから、それに基いて御政訂願うということも一つの方法かと、実は土曜日以來頭に浮べて来たのであります。

○山口(好)委員 もう一点、柴沼先生にお伺いをしたい。柴沼先生は、大体今度の三本建問題については中立的な立場にあられて、割合に公平な御判断が願えるのじやないかと思ひますので、ちよつとお伺ひいたしますが、先生の御意見では、この三本建に必ずしも反対でもないやうにお伺ひいたすのであります。先ほどのお話では、三本建は常軌的には考えられ得る。そしてただいまの御答弁では、とにかくだん／＼と待遇をよくして行くという点では、必ずしも反対ではないというふうにとつたのであります。さうに伺つてよろしうございしますか。

○柴沼参考人 その点につきまして、私は生活給だけでよろしいとは考へておりません。やはりたとい現在が生活給に近い場合でも、一定の年限と一定の成績というものは常に伴うべきものである。従つて、努力というお言葉でお話になりましたけれども、私はそれを業績とか成績という言葉で言つてよろしいと思ひますが、そういうものも当然加味されるべきである。また、もし理想的に言うならば、その負担する責任の重さということも、当然加味されて行くべきである。かように考へております。

○川島委員 館林三喜男君。館林委員 私は小野さんにちよつとお尋ねいたしたいと思ひますが、あなたの見解では、教員の給与体系は一本建が理想である。あるいは小、中学校、高等学校、大学という二本建が理想的である。御趣旨はよくわかりました。ただその中で一本建とあるいは二本建が理想的ではあるけれども、現在高等学校の先生においては、学歴年数とか経験年数等の換算において明らかにこれは不合理だ。従つてこれは合理化せざるやないかというところを言われまして、それでどんな点をあなたは不合理だと思つていられるのですか。あるいはこれを是正するために、どうしたらいいかということをお承りしたいと思ひます。

○小野参考人 お答え申し上げます。例の経験年数とスクーリングとの対比と申しますか比率と申しますか、これが従来ほとんどタイで行われておるといふところに非常な不合理な点があつたと思ひます。私もやはりスクーリング・プラス・アルファ、経験年数一に対してスクーリング・プラス・アルファ、こうすることによつて勉強したために損をしたといふ言ひぐさば、われ／＼の職域においては使いたくない言葉であります。そういうことをよく耳にいたしますので、やはり勉強した人には勉強しただけのことがあるといふやうな是正の措置は当然行われるべきである。そういうことによつてまた高等学校側がお考えになつておられる施設というやうなことも救われるのではないかと考へております。

○館林委員 そうしますと、あなたも多分先ほどの山之内さんという大学教授と大体同じ意見だろと思ひますが、純粋に生活給を置くということと、あなたの意見とはどうなりますか。

○小野参考人 やはり小山先生のおつしやつたやうに、現在は国の財政から見まして生活給に足りてゐるなどと言えない待遇だと思ひます。従つて生活給をまず与えていただくということが急務ではありますけれども、さらにそれにプラスして今のやうな考へが当然入つて行くことが望ましい、かように考へております。

○館林委員 そうすると今日では、先ほどこちらの同僚委員の小山さんも言われたのですが、現実の政治問題、財政問題になつてしまふ。そうしますとあなたの方ではあくまでも生活給とい

う建前を置く、あるいはまた現実にスクーリングの問題と、それから経験年数の不合理の是正ということは、そのどちらをあなたは大事にされるのか、この点をひとつ聞きたい。

○小野参事人 これは両方併行すべきものだと思います。法的に不備であったものを是正すべし、それを改めることによつてやはりスクーリングというものに、もう少しウェイトをかける、そうすればおそらく高等学校側のおつしやつておることも通るのではないかと、かように考えておるわけでありませう。しかしスクーリングにプラス・アルファしたことが、生活給の趣旨に反するかどうかというようなお考えでありますれば、私もその程度のものでなければ、別に生活給を混乱するものではない、かように考えております。

○館林委員 その程度のものではと言われましても、現在高等学校について、この法律案が上げようとするものは、そうばらばらなものでないといふことはよく御了解でしょう。従いまして、あなたの言われるあくまでも生活給を徹底せよということと、学歴年数とか経験年数とかを加味するといふことは、非常に矛盾があるのでないでしょうか。

○小野参事人 これは両方併行して行くべきものだというのを申し上げておるのであります。生活給でさえも十分でないのに、生活給一本で行けなどとは申し上げられないのでありまして、あわせて両者をたぐみに生かして行くところに、政治的な解決があるといふふうに見えております。

○館林委員 その点は、これ以上議論しても切りがありませんから、わかつたことにしまして、ただ最後に一点お伺いしたいのは、この不合理が発生したのは、いわば二九年度の二十三年ですね。先ほど軽石さんから、なぜそのときから不合理になったかということについては、実は日教組の非常に強い圧力があつたからだというお話でしたが、あなたも日教組の一員としてこの点にかんがへておられますか。

○小野参事人 私は今日教組に入つておりません。従つて今の圧力があつたかどうかについては関知いたしておりません。

○館林委員 佐々木さんは日教組の調査部長が何かですね。あなたはどうか思われませんか。

○佐々木参事人 私は圧力とは反対に、やはりその当時において、先ほども言つたように全体の要求として解決すること、基本的には要求したのであつて、日教組は当時現在のようになつてしまつていなかつたので、小学校から大学に至る全教員の組織でありまして、あつた特定の学校の教員の利益が侵害されるような措置をとつたといふようなことは決してありません。もしあつたならば、私も客観的にそれを見なければならぬと思つておるのですが、私もその承認しておる範囲では、絶対にそのようなことはないと私は思つております。

○館林委員 それで御趣旨はわかりました。あなたは日教組の幹部であられるのでありますから、実は小野さんが日教組の幹部だと思つて質問したのであります。先ほど私が小野さんに質問したような趣旨、いわば経験年数とか、あるいは学歴年数等について、現在不合理があるといふことは認められますか。

○佐々木参事人 先ほど申しした通りで、認めております。

○櫻井委員 森本さんに尋ねたいします。先ほどどなたかの質問に対しまして、軽石参事人から、給与法の第四條による六つの給与決定の要件のうち、四つまでは学校差はない。ただその中の職務の複雑の度合い、困難性、こういうものが小中学校と高校と異なると言つておられる。これがいわゆる小中学校と高等学校と給与に差をつけるという重大なる要素といふふうに、解釈してよろしいかどうか。

○森本参事人 お答えいたします。私どもの考え方では、たとえば小学校の子供の心身の発達状況がこの程度であるとすれば、それを教育指導するに、これを完全に包むだけの最低限度の教員の資格が必要である。それからまた高等学校は、大分心身が発達して来る。従つて高等学校の生徒を指導するには、これを包み得るこれより少し大きい、これだけの能力が最低必要である。それから大学はさらに大きなふうな考え方が、やはり教育は全体でありますけれども、全体にわたつて、やはりある程度その内容において差異がある。しかし諸外国の、先生方のお手元に配付してありますが、教員の資格におきましても、教育のすべてが、大学まで、小学校の教員の資格と、大学の教員の資格と同じだといふことはないのであります。こういう点から見ましても、世界の人々の考え方が、私どもの考え方とまったく同じではないか、こういうふうには私は考えるのであります。もちろん小学校の先生方に

められますか。

○佐々木参事人 先ほど申しした通りで、認めております。

○櫻井委員 森本さんに尋ねたいします。先ほどどなたかの質問に対しまして、軽石参事人から、給与法の第四條による六つの給与決定の要件のうち、四つまでは学校差はない。ただその中の職務の複雑の度合い、困難性、こういうものが小中学校と高校と異なると言つておられる。これがいわゆる小中学校と高等学校と給与に差をつけるという重大なる要素といふふうに、解釈してよろしいかどうか。

○森本参事人 お答えいたします。私どもの考え方では、たとえば小学校の子供の心身の発達状況がこの程度であるとすれば、それを教育指導するに、これを完全に包むだけの最低限度の教員の資格が必要である。それからまた高等学校は、大分心身が発達して来る。従つて高等学校の生徒を指導するには、これを包み得るこれより少し大きい、これだけの能力が最低必要である。それから大学はさらに大きなふうな考え方が、やはり教育は全体でありますけれども、全体にわたつて、やはりある程度その内容において差異がある。しかし諸外国の、先生方のお手元に配付してありますが、教員の資格におきましても、教育のすべてが、大学まで、小学校の教員の資格と、大学の教員の資格と同じだといふことはないのであります。こういう点から見ましても、世界の人々の考え方が、私どもの考え方とまったく同じではないか、こういうふうには私は考えるのであります。もちろん小学校の先生方に

められますか。

○佐々木参事人 先ほど申しした通りで、認めております。

○櫻井委員 森本さんに尋ねたいします。先ほどどなたかの質問に対しまして、軽石参事人から、給与法の第四條による六つの給与決定の要件のうち、四つまでは学校差はない。ただその中の職務の複雑の度合い、困難性、こういうものが小中学校と高校と異なると言つておられる。これがいわゆる小中学校と高等学校と給与に差をつけるという重大なる要素といふふうに、解釈してよろしいかどうか。

○森本参事人 お答えいたします。私どもの考え方では、たとえば小学校の子供の心身の発達状況がこの程度であるとすれば、それを教育指導するに、これを完全に包むだけの最低限度の教員の資格が必要である。それからまた高等学校は、大分心身が発達して来る。従つて高等学校の生徒を指導するには、これを包み得るこれより少し大きい、これだけの能力が最低必要である。それから大学はさらに大きなふうな考え方が、やはり教育は全体でありますけれども、全体にわたつて、やはりある程度その内容において差異がある。しかし諸外国の、先生方のお手元に配付してありますが、教員の資格におきましても、教育のすべてが、大学まで、小学校の教員の資格と、大学の教員の資格と同じだといふことはないのであります。こういう点から見ましても、世界の人々の考え方が、私どもの考え方とまったく同じではないか、こういうふうには私は考えるのであります。もちろん小学校の先生方に

も、大学の教授以上の人ばかり集まるということは、できれば理想として最もいいのでありますけれども、やはり政治は現実といふことを全然無視することができないために、そういった点があるのじやないかと思つております。

○櫻井委員 御趣旨よく了解いたしました。私はもちろん考え方では違ひますが、あなたの言つておられる趣旨を了解したということです。

○森本参事人 お答えいたします。今の学校教育における二つの度合いが非常に違ひとおつしやいまして、現在の日本の教育体系の中に、これは元の中学です。これは新学制によつて、いわゆるジュニア・コースとシニア・コースにわかれた。小学校と中学校を一緒にするのが学制の上からおかしいので、義務教育という建前からさういふふうになつておりますが、コースから考えれば、小学校と中、高というものは、これは別個の体系になるといふふうには考へる。中等教育の中の初等、いわゆるジュニアとシニア——ただいまあなたのおつしやるように、小学校の生徒の心理過程がこれだけで、それを包むにはこれだけ、こういうことになりまして、中学校はこれくらいで、またこうなつて来る。それでどうして三本建にしないで四本建にしなかつたといふことを、教育の大きな体系の上から見まして、そこをどこをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。いわゆる小、中、高、大学といふふうには持つて行かれるわけですか。

○森本参事人 お答えいたします。学制が六・三・三にかわりました。高等

学校の三年生は、旧制の高等学校の一年生に相当するわけでありまして、旧来のような考え方から考えますと、これは先生のようなお考えであらうかと思ひますが、現在の新制高校は、決して旧制の中等学校であつてはならないのであります。現在の高等学校といふものは、少くとも旧制高等学校の一年生を終了しただけの実力をつける、こういうものでなくちやならぬと考へておるのであります。世界は六・三制がすべてではないのであります。たとえばソビエトの給与体系が、先生のお手元にある資料をごらんになつていただきますが、四・四までは同じ俸給をいただいております。その次の四が大体小、中学校の二倍程度になつております。さらに大学はその倍程度、こういうようなことになつておるのであります。先生の御質問の点は、これはちやうど学制がかわりましたので、現在の新制高校を、旧制の中等学校として考へるべきであるといふ御見解である。私どものように、旧制中等学校だけであつてはいけない、さういふ考え方の相違点の一点と、もう一つは、現在の国家公務員法の第二十九条と六十四条の関係から申しますと、職級といふものがございまして、職級といふものを決定するものは資格要件であります。職級が同じであれば、俸給の幅が同じにしななければならないという規定があるのであります。教職員の場合に、資格要件を決定するものは免許法であり、またこの学校教育法からきて、小中学校におきましては、同じ資格要件を要請して高等学校は別の資格要件を要請しておる。こういうこと

も、大学の教授以上の人ばかり集まるということは、できれば理想として最もいいのでありますけれども、やはり政治は現実といふことを全然無視することができないために、そういった点があるのじやないかと思つております。

○櫻井委員 御趣旨よく了解いたしました。私はもちろん考え方では違ひますが、あなたの言つておられる趣旨を了解したということです。

○森本参事人 お答えいたします。今の学校教育における二つの度合いが非常に違ひとおつしやいまして、現在の日本の教育体系の中に、これは元の中学です。これは新学制によつて、いわゆるジュニア・コースとシニア・コースにわかれた。小学校と中学校を一緒にするのが学制の上からおかしいので、義務教育という建前からさういふふうになつておりますが、コースから考えれば、小学校と中、高というものは、これは別個の体系になるといふふうには考へる。中等教育の中の初等、いわゆるジュニアとシニア——ただいまあなたのおつしやるように、小学校の生徒の心理過程がこれだけで、それを包むにはこれだけ、こういうことになりまして、中学校はこれくらいで、またこうなつて来る。それでどうして三本建にしないで四本建にしなかつたといふことを、教育の大きな体系の上から見まして、そこをどこをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。いわゆる小、中、高、大学といふふうには持つて行かれるわけですか。

○森本参事人 お答えいたします。学制が六・三・三にかわりました。高等

学校の三年生は、旧制の高等学校の一年生に相当するわけでありまして、旧来のような考え方から考えますと、これは先生のようなお考えであらうかと思ひますが、現在の新制高校は、決して旧制の中等学校であつてはならないのであります。現在の高等学校といふものは、少くとも旧制高等学校の一年生を終了しただけの実力をつける、こういうものでなくちやならぬと考へておるのであります。世界は六・三制がすべてではないのであります。たとえばソビエトの給与体系が、先生のお手元にある資料をごらんになつていただきますが、四・四までは同じ俸給をいただいております。その次の四が大体小、中学校の二倍程度になつております。さらに大学はその倍程度、こういうようなことになつておるのであります。先生の御質問の点は、これはちやうど学制がかわりましたので、現在の新制高校を、旧制の中等学校として考へるべきであるといふ御見解である。私どものように、旧制中等学校だけであつてはいけない、さういふ考え方の相違点の一点と、もう一つは、現在の国家公務員法の第二十九条と六十四条の関係から申しますと、職級といふものがございまして、職級といふものを決定するものは資格要件であります。職級が同じであれば、俸給の幅が同じにしななければならないという規定があるのであります。教職員の場合に、資格要件を決定するものは免許法であり、またこの学校教育法からきて、小中学校におきましては、同じ資格要件を要請して高等学校は別の資格要件を要請しておる。こういうこと

るを法的根拠に基いて、こういうふう
にわけられてあるのだと思うのであり
ます。

○櫻井委員 私は現在の六・三制にお
ける三・三の過程が、昔の中学校と同
じである、そういうことを言っておる
のではあません。これはあくまでも
新しい学制でありまして、中学校は中
学校の、高等学校は高等学校の独自の
使命を持つておるのでありますが、こ
れは当然教育基本法の精神によつて、
これは運営されて行くべきだ。またあ
なたの方のこのいわゆる直近上位に切り
かえられて行くという考えの根本をな
すものが、その職域における職務の複
雑の度合い及び困難性ということと言
つておられる。これが唯一の原因であ
るというふうな、あなたの方の今までの
答弁から私は判断するわけです。そう
いうことになれば、この論議は中学に
も当然当てはめて行くべきものであつ
て、中小と高校というふうに分けると
いう考え方は、あなたの方の趣意から出
て来ない、こういうことを言つておる
のであります。

それから次に、人事院が裁定を勧告
しております。新給与準則の改訂にお
いて、形式的には一応三本建の形がと
られておりますが、しかしこれはあく
までも同一学歴、同一給与の大きな前
提、根拠というものを保持しております
。その点については、私はしばしば
浅井人事院総裁にも質問をいたしまし
て確認をいたしております。人事院の
勧告の三本建の原則、このことにつ
いては確認をしておりますが、しかしこ
のたび出されました法案が施行され
た場合には、この同一学歴、同一給与と
いう原則が、全面的にすれて行くので

ありますが、これはやはりそのような
あなたの方の建前から、同じ大学を出
ても職域が違えば給与が違ふのは当然で
ある、こういうお考えでありますか、
お伺いいたします。

○森本参考人 お答えいたしたいと思
います。一応私どもの理論といたしま
しては、賃金論の原則から、労働に対
する賃金というものは、労働の質と量
とを考慮した上で決定すべきである
。こういう点から、私どもの考え方
は、ある程度小中学校と高等学校にお
きましては、この職務内容に差がある
のでありますから、給与に差があるの
は当然である、こういう考え方を保持
しておるのでありますけれども、現行の
給与法におきまして、この資料にも書
いてございまして、小中学校の先
生方は、大多数は師範学校を出まし
て、ずっと教員をやつておるのであり
ます。ところが高等学校の教員は、六
八%までが他職の経験を持つておりま
す。ところがこの他職の経験を持つて
おる者が、教職換算、経験年数に直し
た場合に、年数が短くなるのでありま
す。その結果平均しますと、現在にお
きましては、小中学校の先生よりも
高等学校の教員の方が、同年齢にお
いて比較した場合に低いのでありま
す。これは高等学校の教員の構成の内
容というものと、小中学校の教員の
構成内容が十分違ふのであります。
そういう構成の内容までも十分研究
の上で、この給与体系というものが
検討されてあつたのならば、こんなこ
とにはなつておらなかつたと思うので
あります。そういう検討が十分なされ
なかつたために、こういうような生活
給的な面から見しても、ずいぶん不

合理的な点が生じて参つたのでありま
す。こういう面から、私どもとしては
同年齢でせめて同じ俸給ぐらゐにして
もらいたい。ところが他の一般公務員
との関係もありまして、前歴をすべて
十割にするという結果、高等学校に
あります。そういう結果、高等学校に
は、せめて同年齢で同じ俸給にするた
めには、何らかの措置をしなければ同
年齢で同じにならないのであります。
たとえば校長になりますと、大体昭和
二十四年までは一俸俸の添加措置があ
つたのであります。ところが小中学校
では、私どもの資料にございまして
に小中学校では五人に一人、中学では七
人に一人、高等学校においては二十九
人に一人という率が出ておるのであり
ます。しかもそれらの学校における
ところの大学出の人員構成を見ても
すと、小中学校では約一%、中学校では一
七%、高等学校では約九五%という割
合を示しておるのであります。ところが
同一学歴で同一勤続年数であれば、
同号俸ということになりまして、大学
を出ておる者が、現在の教員の構成に
おきまして小中学校に行つた場合に
は、大体三十五、六歳ぐらいで校長に
なるのであります。ところが高等学校
の方では、同じように大学を出て来た
者が参りましたも、二十九人に一人し
かなれない。そういう結果、同一年齢
におきまして三十五、六歳ぐらいから
上のところは、大学を出て小中学校へ
行つた人の方が、俸給が一歩高いとい
う結果になるのであります。それから
また現在の免許法におきまして高等学
校の一級をとるためには、新制大学を
出た場合、小中学校は一級でありま
すけれども、高等学校は新制大学を卒業

して三年の教職経験の上に、さらに十
五単位を修得せねばならぬ、高い資格
をとらなければ一級になれないのであ
ります。昔は高い資格をとつた場合に
は、俸給は倍ぐらゐになつたわけであ
ります。私も私が申し上げておりますの
は、現在一万五、六千円ベースの場
合、五、六千円程度上げてもらいた
い。これが上りまして、まだ私ども
の調査したところでは、同年齢で比べ
た場合に、小中学校の先生よりも高等
学校の先生の方が、俸給が低いとい
うのが、実態であるかと存するのであ
ります。

○櫻井委員 まだたくさんあるのです
が、簡単に……。大体あなたのおつし
やることはわかります。それから今ま
での高等学校の先生方が、そういうふ
うに不利に扱われておるといふこと
も、一つの事実としていろいろなデー
タが出てくるわけでありまして。しかし
それは、先ほどから小野校長さんあた
りも言つておられますように、それを
是正する道はスクーリングとか、経験
年数とかいふものの計算の基準を改め
る、あるいは前歴計算を大幅に改め
る、こういうことで解決がつくのであ
ります。今回のように大きな給与と
前提条件となる同一学歴の同一給与と
いうものを無視するようなことは、将
来に禍根を残して行くのではないかと
いうふうなわれわれは考える。現在の
教員構成は、あなたのお話の通り高等
学校の教員構成と小中学校の教員構成
とに、いろいろ差異があるでしよう。し
かし将来は、新制大学を卒業した者が
日本の教員の資格を付与されることにな
つておる。そういう点に立つならば、
いやしくも学校の種別によつて、

給与を異にするというふうなことは、
将来の日本の教育系統そのものに影響
するところ、きわめて大きな問題であ
るといふふうな考へるのであります。
従つて私は、その高等学校の先生方の
給与を是正するというところに、決して
反対しておるものではない。これは大
いに大幅に修正いたしまして、適正な
高等学校の先生方の待遇が得られると
いうことは、私どもも念願しているわ
けであります。その従来の陥没を是
正するに急なあまり、そういう大きな
問題を残すような今回の法律というも
のは、十分反省された方がいいと思
うのです。なお今回のこの法律案がかり
に通過した場合において、しからば高
等学校において混乱がなくなるか、た
とえばこの中にありますように、
詳しいデータは申し上げませんが、高
等学校の中においても直近上位に切り
かえられる人と切りかえられない人が
ある、こういう差別、いわゆる不公平
な取扱ひが出て来る。大学においても
しかりであります。その場合におい
て、はたしてあなたの方言つておられ
るような高等学校内の不満が解消する
かどうか、そしてそのことが、またあ
なたの方はこの切りかえの際の抜本的
決策であるといふふうな考へていら
れるかどうか、この点をお伺いします。
○森本参考人 先生の、高校の給与が
不利であり、これを是正してやろうと
いうお気持ちに対しては、私感謝するも
のであります。先生のお考えでは、
教員給与というものは、同一学歴のも
のが同一勤続年数であつたら、あくま
で同じ俸給をやつたらいというお考
えであります。公務員の給与を決定
しておる現行法におきましては、学歴

と経験年数によつて給与をきめようというふうなことは、給与法の第四条に書いてないのであります。先ほど先生がおつしやつたように、その職務内容の困難さとか複雑さとかいうようなものによつて決定するのであります、おおよそ労働に対する賃金というものが、世界のいづれの国においても、わが国の民間会社においても、その人の能力とか職能とかそういうものを全然無視して、学歴と勤続年数で、とにかく大学を出て十五年して働き盛りの人よりも、大学を卒業して三十年会社におつてもその人の力が衰えている人、会社の中心人物からはずれているような人が三十年勤続年数があるから、俸給が倍であるというふうなお考え方は、いかんじやないか、私はこのように思ひます。今度の問題は、私どもとしては、高校は初めから上げてもらいたいのではあります。しかしながら第四級から以上というところは、ちやうど免許法に裏面的な裏づけがありまして、三年たつて一級がもらえる、こういうところにちやうど合せでございまして、高校内部におきまして混乱は起らないわけでありまして、法的な根拠もありますので、そういうふうな考えをします。

○石山参考人 たいだいまのことを補足させていただきます。先ほどの御質問は、一つは今の不合理の是正ということ、学歴なり経歴を是正することによつて十分は正できる。その是正をせんがために、この給与体系というものを三本にするというところは、将来に禍根を残すのではないかと、こういうふうな御質問であつたと思ひますが、その点について、二つの

点を特に申し上げたいと思つてあります。

それは先ほど私が申し上げましたものであります。この二十三年以来の陥没を是正するのに二つの方法があります。学歴を二倍ぐらゐにすること、それから他の経歴を十割にする、それくらいにしたら、高等学校の教員の平均と、小中学校の平均はひとしくなりましよう。しかし他の経歴は、全部十割にすることは当然でないでしようし、また学歴も、ことに小学校なり中学校におきましては、師範学校の卒業の方が大部分でありまして、専門学校を出た方と大学を出た方と、同じ職域におつた方々を、さらに差を非常に大きくしたならば、かえつて職場の教育能力率というものを増進するゆゑんではないと思つてあります。そういう点からこれを是正するためには、しかも高等学校では九五%、あるいは中学校においては二〇%ぐらゐ、こういうような学歴をただいま占めておるものを是正して、九五%を全般的に高い学歴の者が占めておる高等学校の職域の体系には、何らかの別途な措置が講ぜられなければ、同じような是正措置では、とうてい高等学校の陥没を是正することができないという点の一つ。

もう一つは、新制大学を卒業した者が、小学校、中学校、高等学校のすべてに行かうにシステムができていないのではないかとのお話でございますが、免許法においても、明らかに高等学校の教員については、新制大学院の一年を修了した者を用途としておるわけでありまして、従つて現在の高等学校が、かつての中学校と旧制高等学校との少くとも中間以上を行くような強力な教育体制をしくためには、どうしても高等学校教員の資格は、現在の新制大学院の一年終了というふうな立場において、職務内容を充実する必要があると思つてあります。そういう建前から、現在の免許法においてもそういうシステムになつていゝのでありまして、当然そこに若干の差が設けられても、決して将来の教育体制を破壊するものではないと、私どもは考えております。

○川島委員長 石山君。

○石山委員 いろいろなお話を伺つております。高校の先生方の言い分は、やはり不公平から始まつていゝといふように私は見ております。この不公平の是正を大きな目から考えた場合には、今回の人事院が勧告した全般的に先生方を見るのが、私は至当ではないかと一応考えております。今回の人事院の勧告に対して、われ／＼もいろいろ意見がありますけれども、人事院が過去一箇年間にわたつて累積し、分析し、集計した案に対しては、われわれは敬意を表しておるし、参考になる部分があります。これをよく参考にして、全般的に見た視野において、教員の方々の給与を算定したいという一つの原則を持つておるわけなんです。こういうふうな突発的に、こういう法令で議員提出にされなければならぬほど、教員の方々がいつもさつちも行動もなくなつていゝのか。生活状態においても、身分的にも、いろいろな作業においても、そういうふうな追い詰められた段階にいられるのかどうかというところを、ひとつお聞きしたいと思ひます。できるならば、私はもう少し待つていただきたいというふうな思つて

いるのでございます。

それからもう一つは、過去の陥没の件であります。この過去の陥没の是正は、今回の人事院の勧告の中にもわれわれは入つていゝと思ひ、人事院の勧告の中からは正を探し出すことも困難でないといふふうな考へていゝわけです。この点は、どういふふうに入事院の勧告を検討されていゝか。この二点をお伺ひしたい。

○石山参考人 たいだいま先生のお話のように、全般的な観点から教員の給与体系というものを見渡して、根本的な優遇措置を講じたいといふお説に対しては、まことに賛成をいたすものであります。しかしながら高等学校の給与の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、昭和二十三年以来、五箇年八箇月にわたつて放擲されておる問題であります。従つて各県におきましても、県の教育委員会等、ほとんどすべての県はこの問題について盛んに要求いたしました。しかしながら、中央の法律の制定がない以上は、どうにもならないといふような立場で、この数年來参つておる現状であります。しかもこの国会がもう開閉に閉会になつていゝような状態でございます。全国的な給与の改訂も相当大きな問題であり、教員の問題そのものでございまして、相当な内容の研究を要する問題であると思つてあります。そういう立場から、この教員の問題だけが最も重要であり、相当前から問題になつて来ておつたので、少しでも解決されようといふ今回の提案に對しましては、私どもは賛意を表して、一日も早くこれを達成していただきたいと念願するものであります。

それから第二に、今回の人事院案において、この高等学校の陥没が是正できるのではないかとのお話でございます。今回の人事院案につきましては、是正措置はどのようによられるのかといふことについては、いまだ明確になつておりませんけれども、おそれなく初任級の引上げに伴つて、今まで不利になつていゝ者を、三号以下は正をするといふようなことを漏れ聞いておるのであります。従つて私どもは、これだけで高等学校の学歴の高い者の全般的な是正措置ができることは、決して考えておりません。先ほどの資料でも申し上げましたように、一級違えば三、四号違つて、二級低く格付されたために、五、六号以上も低くなつておつたのでありますから、一応これを是正するのには、小、中、高、平等な是正措置のほかに、九五%を占めておる高等学校の職域の者に対して、何らかの措置が必要である。私どもは人事院案に對しては、予算措置も一ぺんでは困難でありましようから、せめて高等学校においては昇給規定を早めて、漸次にこの不利を是正するような措置をとつていただきたいといふことを、数年前からお願ひしておつたのであります。しかしその点は、今回の人事院案には現れておりませんので、この陥没は、一部分は今回の人事院の勧告に伴う是正措置によつて、できると思ひますけれども、これで決して全面的にできるものではないと思ひます。

○石山委員 もう一つ石山さんにお聞きします。私の憂へていゝことは、教育者の心理状態と思ひます。非常に自負心のある、熱情を持った者に教育されるのと、二つの劣等感を持つて子

弟を教育するのでは、おのずから達つて来ると思ひます。今回高校の方々の望んでいられることは、先ほど山之内先生のお話の中にも指摘されたように、自分の範囲だけを見ているような感じがなきにしもあらずというふうな心配されるところもあります。そのために、たとえば今回皆さんの御希望を入れて改正するならば、人事院が勧告された案件の中から見て、中学校の方々が格下げをされた、身分的な差別を受けたというふうな見解が、生れやしないかというふうに懸念されます。

○石山参考人 この点は、私どもとしても非常に重要に感じております。この点につきましても、日教組の給対部においても、十分にこの問題を研究していただきたい。確かに給与に対する根本的な理論の研究として、あるいは統一的な給与の組立て方としての一つの理論はわかりますけれども、実際に即した教員給与の過去の経緯から、いかにすればほんとうにこれができるかというのを御研究の上で、決して一方的な宣伝を越えつけないようにしていただきたいということを、私は念願しておるのであります。幹部の方々の宣伝を、過去において御無理ごもつともというように聞いた傾向が、まだまだ日本の労働組合の中にはあるのがあります。そういう点から、もつと真実を真にいろ／＼な観点から先生方に示したならば、私は必ずや小学校、中学校の先生方も、この高等学校の昭和二十三年以来陥没しておつたところのこの窮状を同情もし、理解もして、決してこれに反対をあえてするものではないと、私は確信をいたしております。

○石山委員 森本さんに能率給の点でお尋ね申し上げたいと思ひます。この能率給というものは、小学校の先生よりも中学校の先生、中学校の先生よりも高等学校の先生、高等学校の先生よりも大学の教授というふうな、先生が教育者としてあるものを具備することとが、優越することであるように言つておられますが、そういう点はどこから割出してそういうふうなことを言われておるか、そういうふうな判定基礎は、明らかにだれにも明示されるようなことになつておるのかどうか、先生の場合には特になつておるのかどうかというところをお聞きしたい。

○森本参考人 能率給の問題に關しましては、現行法でもできるようなことになっておるのであり、勤務成績が優秀な者には昇給期間を短縮したり、一回に二号俸も昇給したりするようなことが、先生方がおつくりになつた法律の中にあるのであります。能率というふうなものはいかにして判定するか、こういうような問題は非常にむずかしい問題でありますけれども、現在勤務成績評定制度といいますが、そういうふうなものができておまして、科学的にいろ／＼な項目にわけまして、各方面からそういう項目に従つて検討する、現在におきましては各県の高等学校の場合には、校長とか学校内で公選したところのそういう委員の合議によりまして、民主的にそういう判定を下しているところもあるように聞いております。

○石山委員 森本さんの御意見は私納得できかねますが、能率給を身分的な給与だというふうに考へているのではありませんか。それから能率給そのものの判定が非常に不安定な場合、それをどうしても固執しなければならぬという理由は、今回の皆さんの希望の中にはないのではないかと。もつと別な給与全般を上げるというふうなところに向つたら、より以上の効果があるのではないかと。私は自分の範囲だけを考へて日本の全体の給与の一つのあり方と、その中にある教員組合のあり方というものと、それから高校の先生方のあり方というふうなものになります。もう少し先生方にはこの能率給というものが、身分給に変化しがちなものと思われて、もう少し全般的給与の昇給運動に、その勢力をば転換されるような気持はございませんか。どうかというところをお伺いしたい。

○森本参考人 先生は私の先ほどからの話を、ちよつと混同しておられるのではないかと思ひますが、私が朝来申し上げておきますのは、能率給というふうなことはあまり申し上げておらないのであります。職能給ということについて申し上げておるのであります。能率給というのは、同じ学歴の人で同じ職場にある人が、どちらが能率を上げるか、こういうより能率を上げる者に能率給をやる、この能率給というものは、先生の身分給——身分給というものは、たとえば大学を出たら俸給を何ぼにするというので、一先学位がついてまわるのでありますから、これはいわゆる身分給であります。その能率給というものと身分給というものは全然違ふものであります。学歴給のようなものがつまり身分給であります。先生は私が朝来申し上げておる職能給という言葉を、能率給という言葉と混同されておる結果、そういう御質問が出たのじやないかと思うのであります。

○川島委員長 参考人に対する質疑はこれにて終了いたしました。参考人の皆さんにおかれましては、長時間にわたり熱心に御意見の御開陳をいただきまして厚くお礼を申し上げます。午後二時半まで休憩をいたします。午後一時三十六分休憩

午後三時十五分開議

○川島委員長 休憩前に引続き会議を開きます。石山權作君。

○石山委員 文部省の人事課長が出席されておられますので、一応文部省の人事課長からお聞きしたいと思ひます。

このたび議員立法として提出された教員給与三本建の体系と、それから去る十八日に人事院より勧告されたところの一般給与体系との比較をなしてみたいかどうか、その点をひとつお聞きしたい。

○平野説明員 お答えいたします。先般提案になりました議員立法につきましては、一応人事院から出されまして給与準則をわれ／＼はよく存じておりますので、今回の立法がどういう精神でできておるか、給与準則とどのくらい違つておるかというふうな面を、一応われ／＼がこの法案だけ見た限りにおきまして、研究してみたい。

○石山委員 私たちの見解に従うと、人事院の勧告と今回の議員立法との建前は、その金額に見ればささいなように考えられますけれども、その底に流れるものに対する考え方には、相当な相違があると思ひます。今回、もしこの案が何らの検討も加えられないうで安易に通過をなし、これが給与体系に加わるとするならば、これは教員組合あるいは高校の組合、一般の教職員その他の官公員に対しても、相当な影響があるものというふうな、私は考へておられるわけなのであります。そういう点から見まして、この利害得失というものを一応考へてみたかどうか。それから教員間の利害得失のみを大目に考へ過ぎまして、一般の官公員の給与体系というものと、ならみ合せて物事を考へたかどうか、比較検討したかどうかということもお尋ねしたい。

○平野説明員 こまかいところにつきましては、われ／＼は立法の精神とか具体的な措置を存じませんので、批評というふうなことは差控えたいと思ひますが、われ／＼は一応人事院の出しましたものを了承いたしておるのでございまして、新しい立法措置として出しました法律案につきましては、一応われわれは表面的にごく大ざっぱに見まして、立法の精神の方には職域差というものがはつきり出ているように思へるのでございしますが、こまかい点につきましてはよくわからないのであります。

○石山委員 人事課長では無理もないと思ひます。あまりはつきり言い切れない面もあるかと思ひますので、赤城委員にひとつお聞きしたいと思ひます。

人事課長に聞いたようなことをお尋ねしたいと思ひますが、教員間の言うところの不平、不合理と申しますか、そういうことを是正するに急なあまり、人事院がせつかく一年間も営業として体系をつくり上げた人事院勧告が、このために乱れやしないか。乱れやしないかというところは、全官公全

系に加わるとするならば、これは教員組合あるいは高校の組合、一般の教職員その他の官公員に対しても、相当な影響があるものというふうな、私は考へておられるわけなのであります。そういう点から見まして、この利害得失というものを一応考へてみたかどうか。それから教員間の利害得失のみを大目に考へ過ぎまして、一般の官公員の給与体系というものと、ならみ合せて物事を考へたかどうか、比較検討したかどうかということもお尋ねしたい。

○平野説明員 こまかいところにつきましては、われ／＼は立法の精神とか具体的な措置を存じませんので、批評というふうなことは差控えたいと思ひますが、われ／＼は一応人事院の出しましたものを了承いたしておるのでございまして、新しい立法措置として出しました法律案につきましては、一応われわれは表面的にごく大ざっぱに見まして、立法の精神の方には職域差というものがはつきり出ているように思へるのでございしますが、こまかい点につきましてはよくわからないのであります。

○石山委員 人事課長では無理もないと思ひます。あまりはつきり言い切れない面もあるかと思ひますので、赤城委員にひとつお聞きしたいと思ひます。

人事課長に聞いたようなことをお尋ねしたいと思ひますが、教員間の言うところの不平、不合理と申しますか、そういうことを是正するに急なあまり、人事院がせつかく一年間も営業として体系をつくり上げた人事院勧告が、このために乱れやしないか。乱れやしないかというところは、全官公全

般から見ても、教員の特種な人たを救うために、その体系が乱れやしないかという点で、このように点を勘案されて体系をつくられたかどうか伺いたい。

○赤城委員 教員の特別俸給表をつくるべきだということは、御承知の通り今に始まつたことではなくて、給与法の中にも勧告しろというように書いてあるわけでございます。そういう関係でありますので、今急に研究をして、人事院の給与準則の勧告が出たから、それをつきの間に作り上げようというわけをつくつたわけではありませんで、今まであらゆる方面から研究した結果が、この議員提出の法律案として出て来たわけでありまして、ところで、人事院の給与準則と違ふところは、人事院の給与準則はベース・アップを含めての給与準則でありまして、それからまた体系の点でも違つておりますが、このわれ／＼が提出いたしましたのは、現行法のもとにおける改正案であります。そういう改正案でありますので、現行法のもとにおける一般公務員との比較及び勤務学校間における比較、この二つの方面から研究いたしましたつくつたのであります。

一般公務員との関係は、御承知のようにこの案によりまして、高等学校において四級から九級まで、大学において四級から十級まで、これが一号俸だけ上つておるといふことであります。この関係は従来にも実是不遇になつておつたといふような関係を直したといふことでありますので、このために特にこの分だけ高くなつたといふわけにはなりませんので、一般公務員との関係から見ても、混乱を来すとい

うような形にはならないと思ふのであります。それから人事院の給与準則と同じなのは、最高俸はそれ／＼、給与準則を今の俸給に直して見ますと、この改正案と大体同じであります。途中において一号上るところが、人事院の給与準則といささか違つておるかと考えられるのでありますが、この点は人事院におきまして、相当研究すれば、給与準則そのものか、あるいは給与準則に基く細則といふものか、措置によつて調節ができるんじゃないか、こういうことから考えますと、一般公務員との関係及び人事院給与準則の体系を乱すか乱さないかという問題につきましても、私も似たような問題は、乱すようなことにはならぬだろう、こういう見解を持つておる次第でございます。

○石山委員 私は普通の世間の話を取上げて問題を提出するのではないのでありますけれども、給与の体系という問題に關する限りは、最も学術的に、科学的に、合理的に整理をしなければならぬといふふうに考えております。給与額とか、国家の總体の財政のわくといふふうになりますと、そこに一応の政治力とか、時の客觀情勢といふようなものが作用される場合もあり得るでしょう。しかし体系の問題になつた場合には、政治力はむだな効果だけ果して役に立たないものだ、むしろじやまになるものだといふふうには私は解釈しておるのでありますけれども、そういう点から見ますと、人事院の持つ一つの機動力あるいは科学的な根拠、長期間の修練された連中によつて分類される給与体系といふものを、私は相当高く評価しているものであります。そ

うした場合においていささか磨擦の感あるようなこの議員立法においては、どう考へても——新聞などには書いてあるが、それを信じたくなければ、どうも、何か言ふところの意図したものがある、無理をしてでもこれをやつてみなければならぬ。これは實際的に役に立たなくても、何かの意図をもつて将来は役に立つものであるといふふうな一つの観点のもとに、こういう案を急いで、そして法文上から見ても疑義のあるような体系で、二十九年の一月一日から施行すればいいものを、今国会にどうしても間に合せなければならぬといふような出し方には、いささか納得が行かぬのであります。その間の事情を、もう少し提案者から説明していただけるとよろしいと思ひます。

○赤城委員 石山さんのお話のように、給与体系は本質をきわめた上は、あとは非常に技術的な問題であると同時に、良心的に扱わなければならぬといふ仰せられる通り、私も考慮しておるわけでありまして、ところで施行期日も一月一日といふふうにきめておるが、何か政治的な関係でもありやしないかといふお尋ねでありましたが、私も似たようなお尋ねでありまして、給与の問題を政治の問題とからましてやつて行くといふことになつて、給与体系を乱すといふようなことがあつてはならない。これは大事なことでありますので、いろいろ新聞等でもありますが、政治的意図を持つて、給与体系の一部をかへようという意図は持つておらないのであります。ただ先ほども申し上げました通り、二千九百円ベースに切

りかえられた当時から、一方は相当優遇されておつたが、一方は優遇が足らなかつたといふようなことが、だんだん重なるて来ておりましたので、そういうことが法律によつて幾分でも救われることになるならば、体系を乱さずして給与の均衡が得られるんじゃないかといふことから、実はこの法律案を出したわけでありまして、それから一月二日というふうなことにしまして、この間予算の修正がありまして、その修正の際にこういう体系をつくるために予算を修正されておるのであつて、その修正された予算額は一月からこれを使うといふことになつておりますので、それと合せて来年の一月一日から施行したらどうだろう、こういうことでも一月一日という施行期日を一応きめた次第でございます。

○石山委員 提案者の政治的な意図を含んだものではないという説明を信じまして、そういうことのないようにやつていただきたい。特に給与体系の場合、毎々申し上げるうちに、ここに要な意図をつけて体系をくすすならば、たいへんな問題になると思ひますので、その言を信じまして質問を打ち切ります。

もう一ぺんもどしまして文部省の人事課長にお尋ねしたいのであります。この議員立法の法案が通過した場合には、おの／＼のポジションに個人個人の人を当てはめてみた場合に、著しく得をしたとか、損をしたとかいふ現象が起りやしないか、こういう比較検討をしたことがありますか。

○平野説明員 まだございません。

○石山委員 では人事院の給与局長がおいででございますので、人事院では

これを一応引きはめて見てみたかどうか。

○濠本政府委員 御質問の趣旨が十分了解できたいのであります。要するにいわゆる議員提案になりました法律案の内容を検討したかということでございますね。

○石山委員 そうです。

○濠本政府委員 一応見てみました。われ／＼の提案と違ひますところを検討いたしましたのであります。まずわれわれの勧告におきましては、この給与準則といふものは、職階制に基いておるわけでありまして、現在の議員提案されました法律案は、現行給与法に基いておる。この点はたいへんな違ひがあるかといふふうに考えます。それから現行給与法に基いて別表もつくられておるのであります。しばしば提案者の方から御指摘がございましたように、たとえば四級から九級まででございまして、これが一号高い数字になつておる。もつとも調整号俸まで入れますれば、形の上では二号高くなつておるのであります。そのところはおそらくは調整号俸といふことを考へておられるのであらうから、實質的には違ひはないだらうと思ひます。

ただ四級から九級までといふものが一号違ふ。この点は現行給与法における教育職員の扱いとも違つておる。また給与準則における人事院が考へております教育職員の待遇の問題とも違つておる。この点ははつきり申し上げ得ると思ひます。

○石山委員 人事院が勧告された案件そのものが、まだわれ／＼として不勉強だといへば不勉強ですが、この處大な資料のほかに、まだ／＼これに数

倍する資料をわれ／＼は要求しなければ、人事院の勧告というものの内容がよくわからないというふうに、私たちは考えておるわけなんです。それほど人事院の今回の勧告は相当抜本的な意味も含めて、新しい給与体系をつくつていこうというふうに、われ／＼は考えております。もしかりに教員の方々が特殊性を主張されるとするならば、その給与体系の中から教員の特殊性が主張されなければ、全般的に見て私は無意味だと思つておりますが、人事院ではこういう点ではどういうふうに考えられるか。

○滝本政府委員 われ／＼が国家公務員法に基づきまして、公務員の給与制度を確立するということは、人事院に課せられた立案の義務でございます。そのことに關しましてわれ／＼は今回給与準則の勧告をいたした次第でございます。教員の問題はもちろん重大でございます。各職域における問題でございます。そのうち、そういう問題を全部含めまして、根本的な給与体系の確立をいたしたい、こういうことで人事院の勧告をいたした次第でございます。

○石山委員 これは非常に端的な話で、比較検討の決議を出せと皆さんに申し上げますと、官吏の方々は非常に苦痛を感じるのでございます。けれども、こういう点ではやはり踏み切つて答弁をしてもらえると、たいへんよろしいと思ひますし、体系に關する限りは私は踏み切つて答弁できる可能性があるというふうに信じております。政治的な配慮なくとも、給与体系は組まなければならぬことと私は考えておりますので、そういう点では人事院で

は、人事院の勧告と、今回議員立法として提出された案件の比較検討をした場合の、感じでもよろしい、どつちが体系上よろしいかというふうな意見を、吐露できるならば吐露していただきたい。

○滝本政府委員 人事院は、現在の事情のもとにおきましては、人事院が勧告いたしました給与準則の給与体系といふものが、教職員のみならず、あらゆる職域において最もよろしいということを確認いたしまして、勧告いたしました次第であります。

○石山委員 私は残念でございますが、もう一点文部省の人事課長にお願ひしたいと思ひます。人事課長がまだ比較検討をなさつておられないとおつしやるのは、私ははなはだ不得要領ではないかと思ふ次第であります。ということ、あなたが一番教員の行政をなさる当面的な方でありまして、いつでも教員の方々の利害得失というものを第一に考へて、それは實際の場合にはどういふふうになるかという変化をも考へる立場にある方だといふふうに私は考へているのでございますが、前々からやかましくいわれていふこの給与三本建の問題がかりに公式に発表されば、公式に上長から命令をされなければ作業にかかり得ないという場合には、あなただけは個人であつて、あるいは何かの機関において、この点は相当前々から研究されていなければならぬと思う。その結果の発表はできないかというものは、はなはだ不可解だ。発表をできるものと認めて、答弁を願ひたいと思ひます。

○平野説明員 ただいまの御質問は、今度の議員立法と給与準則との比較を研究しようから言へとおつしやるのでございますか。それではお答えいたしますが、先ほども申し上げましたように、立案のこまかい精神とか、具体的な実施の措置は、われ／＼にはまだよくわかつておりませんが、先ほど申し上げましたように、少くとも人事院の勧告におきましては、教員の給与は同一学歴、同一勤務年限の者については原則的に給与は同一であるといふ建前をとつておるようでありまして、今回の立法の精神の中では、そこははつきりと職域差を認めておるようになりかねない。その点は少くとも研究の結果わかるのであります。

○石山委員 これは給与の原則論になります。大体において同一作業の場合には、同一賃金という原則が打ち立てられて、特殊な場合でなければこれを認めないといふふうな点であると思ひますが、教育の場合には、特殊性といふようなものは、相当なウェイトがなければ認め得ないのじやないかと、特に午前中の公職会の場合にも参考人の御意見を聞きまして、教育そのものは人格と熱情にあるといふふうな規定されておるのでありまして、特定の数字を覚えておるとか、特定の作業ができることによつて、特殊性が強調されるものではないかといふふうな意見が強いのでございます。そういう場合において、簡単にその職域の差を認めるというところは、文部省としましてはどういふふうな考へられておるか。利害得失といふものを考へてみたことがあります。

○平野説明員 大体文部省におきましては、給与準則の精神をよろしいものと考へておるのでございます。

○赤城委員 ただいまの文部省の答弁につけ加へて、関連して答弁いたします。今度の給与法で、今課長が同一学歴、同一勤務年数をこの法律は違へた、こういうことでございまして、同一学校を出まして中学校へ就職し、同一学校を出まして高等学校へ就職し、その学歴において、本法案においては差は認められておる。ただ四級以上で入つた場合には差がございまして、しかし一応これは経歴、経験年数とか就業年数とか、いろいろ必要な要素によつて差ができるのでありまして、同一学校を出たからといふだけの差ではないと考へておるのであります。同一学歴としては差は認めておる。それから同一勤務年数ですが、これにつきましては資格基準表にもありますように、実は現行法のもとにおきまして、大学と高等学校及び中小学校とは格付によつて、勤務年数によつて昇給する期間が違つておることは御承知の通りでありまして、基準表によつても、中学校、小学校、幼稚園と高等学校をばつくりわけしておりますが、その中に幾分の違いはあるように考へておるわけでありま

す。

○川島委員長 お諮りしますが、実は本会議の方の採決があるようですか。一応ここで休憩しまして、四時半に再開することにいたしますから、御了承願ひいたします。一応休憩いたします。

午後三時三十九分休憩

午後五時五十分開議

○川島委員長 人事委員会を再開いたします。加藤清二君。

○加藤清二委員 第一にお尋ねしたいのは、この三派共同になるところの法律案、俗稱三本建と、人事院から同じように三本建の案が提出されておるようでございますが、この相違点をまず赤城さん、私はしろうとでございましてよくわかりませんが、親切にお教えを願ひたいと思ひます。

○赤城委員、そういうお言葉では恐縮でございますが、御答弁いたします。第一は人事院給与準則はベース・アップを含んでおりますので、俸給の立て方が違つております。

〔委員長退席、田中（好）委員長代理清席〕

提案の方は、現行のもの改正案でありますから、ベース・アップを含まないので、現在の給給に当てはめて提案をしております。

第二は、通し号俸で伸びておる点は、人事院の勧告と提案とは、最高号俸の点で一致しておると思ひます。

第三には三表にわけまして、中学校と小学校と高等学校との間で、高等学校の分が、この表で見まして、四級から九級まで一号上げておる。それはちやうどこの間の間が基準表で校長になる時期の間であります。中小学校では校長になる率も少いので、この間を一号上げておこうということ、また今までの不均衡はこの号の間で直しておいた方がいいのではないかということ、その他もありますけれども、そういう関係で四級から九級まで、中小学校より一号上げてあるわけでありまして、さらに大学におきましては、四級から十級まで一号上げておる。これが人事院の給与準則とあるいは違つておるかと思ひますが、人事院の給与準則の

ことにつきまして詳しい説明も聞いておりませんので、準則の勧告が何かの操作によつてどういふふうになるのか、その点はまだ私どももいたしません、よく承知しておりませんので、ここではつきり違つておるかどうか言い切れるほどでもございせんけれども、一応その点が違つておるわけでありませう。

○加藤(清)委員 同じ質問でございませうが、さつきの石山君の質問でしたかに、人事院の給与局長の方は、自分のところから提出している案の方が合法的である旨の答弁があつたのでございませうが、具体的に簡単に今の三派合同の案との違ひ点、どこがどのように合法的であるかという点をちよつとお教えを願ひたいと思ひます。

○滝本政府委員 私は先ほどの委員会、人事院が勧告いたしました給与準則における問題といたしまして、人事院が勧告したからには一番いいと思つて勧告したのである、こういうことを申し上げた次第であります。それでいろいろ違つておる点を指摘しろということでございますが、今赤城委員から御指摘がございまして点あたりが違ひ点ではなからうかというふうに考へております。それでさらに利害得失を言えとおつしやるのでありますが、これは先ほど赤城委員からおつしやられたように、まだ三派合同の御提案につきましては、意図されることをわれわれ十分に承知いたしておりますので、従ひましてなかつた批判ということにはむづかしいというふうに思つておられます。

○加藤(清)委員 つまり三派合同提案によつて提出された案は、よく研究してないから、比較検討しての利害長短は言うことができない、こういうことなんでございませうね。——わかりました。

それではもう一つお尋ねいたします。別なことでございませうが、今度衆議院を通過いたしました予算でございませうが、改進黨との共同修正によつて修正された予算は、いずれが通る予定で修正されているのか。ないしはそういうことには関係なく予算は通つてゐるのか。その点について赤城さんちよつと……

○赤城委員 あの予算は、給与三本建にする場合の地方公務員がそれで上るというふうな場合を予想しておるのと、それからもう一つは、今までのいふゆる随分といひますか、不利になつておつたのを是正しよう、こういう二つの要素を含んだ修正予算というふうな承知しておるわけでありませう。

○加藤(清)委員 そうするとさつき赤城さんが御答弁になつた折には、三本建の予算が組んであるという旨の御答弁がございしましたが、それは人事院の方の三本建でございませうか、それとも三派合同提案の方の予算を意味してゐるものでございませうか、いすれでございませうか。

○赤城委員 先ほど申し上げましたように、人事院の方の予算が通るといたしますれば、これは一般の給与のベース・アップと一緒にやつての予算を要求するといふ形になつておるものでありまして、この修正はやはり私どもが提案した三本建による予算の措置が含まれておる、こう承知しております。

○加藤(清)委員 それについて私は専門家でございませうので、また予算

の方の委員でもございせんから、よくわかりませんが、ずつと各党の意見を聞いてみたのです。改進黨の意見も聞いてみたのです。そうしたら改進黨の方の御答へでは、少し今の赤城さんの御答へと違つてゐるに承つたのです。予算を修正するときには、まだこのことは考えられてゐなかつた。従つて人事院の勧告もそのあとで行われてゐる。しかし大体はそれがわかつておつた。だから人事院の三本建の方を大体基礎にしておるものであつて、新しく三派合同で出された方の案によつておるものではない旨の御答へがございませうが、それはいすれと受取つてよろしうございませうか。そういうことは赤城さんに聞いても無理かもしれませうけれども……

○赤城委員 これは正式に私が改進黨の諸君と交渉したわけではありませうけれども、人事院の方や改進黨を代表してこの法案をつくる際に話し合つた人々との話し合ひでは、予算があるから法律をつくらぬでも予算で出せるのじやないか、こういう話し合ひも実は内輪話であつたわけであつた。しかし結局予算があつただけで、法律がでなければ予算の支出がでないのじやないか、こういうことで法律をつくり上げようといふこともなつたのであります。それから、正式の党と党との交渉じやありませんが、われわれ人事委員として法律を出すときに、改進黨の諸君との話し合ひで、やはり三本建に要する費用といふものも含めてあるといふことに話し合つておるわけでありませう。

○加藤(清)委員 それではこれは正式な話し合ひといふか、もつと具体的にいへば、証文をとつたといふような正確なものではない。私が改進黨の方から聞いて来たのが正しいのか、今赤城先生がおつしやつたのが正しいのか。これは今日のところでは断定しかねる、こう解釈してもよろしうございませうか。

〔田中(好)委員長代理退席、川島委員長着席〕

○赤城委員 私は三本建の予算というよりなものが含まれておると、こういうふうにおつしやつたのですが、どうも党の最高幹部でもありませんし、政府の修正した内容、修正をいれた真意がどこにあるか、ちよつと私には的確の答弁はできかねる次第であります。

○加藤(清)委員 いずれが正しいとかどうかといふことを、私は聞きたいわけではないのであります、またあなたのおつしやつた答えが間違ひであるといふことを断定しようとして言うておるのもありません。ただ答えが二つ出しておりますので、いすれが正しいか、こう思つてお尋ねしたのでございませう。そこでもしその意見を取上げて、赤城さんの意見が正しいとしましう。そうした場合は、人事院の方から提出されておる場合とを比較して、予算面にはどれほどの相違が生じて参りますか。

○赤城委員 人事院の方では、臆測ですが、特に教職員の給与だけの予算を立てておるのではなくて、全部のベース・アップの予算として立てておると思ひます。私の方では現行のものとの増額予算といふものを予定しておる。大体私の方で計算しておりますものによりますと、これは国家公務員は非常に少いのでありますが、地方公務

員におきまして約二億四千万の予定を持つております。二億四千万が、この法律が通れば必要とされる予算であります。

○加藤(清)委員 教員給だけですね。わかりました。私もこの点については、質問をする以上はと思ひまして調べてみました。両方比較検討して見たわけでありませう。そこで今ここに手元

に持つております。ところでこれが間違ひであつてはいけなないので、恐れ入りますが比較対象の資料を政府側の方から御提出願ひたい。その方が正しいでしようから、私の方の調べがもし間違つてゐるといけません。赤城さんの方の御研究が、これは教員だけで二億とおつしやれば、この点今の人事院側の方はほかを含むといふことであれば、人事院側の案から教員だけを取り出してみれば、こんなものはすくなく

ろばんをはじけると思ひます。恐れ入りますがちよつとそれを、予算に關連して来る問題でございませうから資料として御提出方をお願いしたい、こう思つておられます。しからばお前の研究はいかんとお尋ねになれば、ここですぐ答えてもよろしうございませう。大体私の計算したところによりますと、あなたのおつしやつたのと合つております。大体二億二千万から二億四千万くらいになると思ひます。これを予算と比較検討してみたいと思ひますから、その点を委員長さんの方にお願ひしておきます。

次にもう一つ別な角度からお尋ねいたしますが、この三派合同の提案になるところの法律が通つた場合に、四級以上のことはさつきちよつと承つておつたわけなんでございませうが、このわ

くがあつてはまらない上の面と、わくのあてはまらない下の面があるわけですね、この点についてはどのようにお考えでございますか。現在何とかならなければ、将来どのようになさろうと考えていらっしゃるのですか、その点をちよつと……。

○赤城委員 この法案が通過することによつて上る者は、現行法において措置されて上るわけでありませう。あとの分につきましては、これが御承知の通りに給与準則が出ておまして、これがどういふ結果になるか知りませんが、ベース・アップになれば、従つてそれに比例してのベース・アップになると思ひます。それからこの上らない部分で、いわゆる不利な状況にある者もあるわけでありませう。この点につきましては、切りかえの際等において、この法案の趣旨をよく考へてもらつて、人事院の方で適当な措置をとられる余地があるんじゃないか、こういうふうにお考へておられます。

○加藤(清)委員 その案によりまして、四級から九級まではたいへん潤います。ところが三級以下と十級以上の点では、せつかくの三派合同の皆さんの恩恵に浴することができない、こういう方々が出て来るわけなんです。しかもその三級以下というところは、現在教職に奉じている方々の員数から行きますと、非常に多いように承つておるわけですが、この点を、もしこの法案が通つたとして、今赤城さんのおつしやいましたように、何らかの方策によつて補う意思がありやいなや、補うことができるやいなや、もし補うとするならば、それは一体いつの時期にそれを実行に移されよう

するの、あるいはそういう意思は、全然そちら様のことで、わしや知らぬとおつしやるのか、その点を局長さんにお願ひしたい。

○滝本政府委員 かりに三派共同の法律案が通つたといひますと、この法律の文面に盛つてあります事柄から、おのずからその後において人事院規則なり細則なりでやります部分というものは、これを通脱してやることはできないわけですが、従ひましてそれにはやゝ限界がある。ただししかし私ども通つた先におきまして、これがどういふ影響があるかという詳細のところまで研究いたしておりませんから、具体的詳細のことは申しませんが、しかし人事院規則なり細則なりでやる余地、範囲と申しますか、それはおのずから限界があるものであらう。それ以上のことはまた法律でおきめ願ひなければならぬことであらうと考へます。

○加藤(清)委員 従つて私はこの予算ともならみ合せて資料の提出方をお願いしたいと言つたわけですが、この法律が通ることによつて潤う方は、それはけつこうでございませう。これで潤うことのできない、その恵みを垂れてもらえなかつた方々に対して放任されておかれるのか。今おつしやる通り法から通脱してまでも手当てすることはできない。これはその通りでございませう。そうなつた場合に、せつかくおつくりになりまして、せつかく通つた法案が、一部の人は喜ばれたけれども、大多数の人から怨望の的になるという結果を招来しては、これは問題があつた結果を招来しては、この点をお尋ねしたわけでございます。この点は、参考人の招喚もあ

つたようでございますから、すでにおわりのことであると存じますし、とくと御留意の上おやりになつたことと存じますので、赤城さんに、その跡始末、同じ教職に奉じておりながら、この法の網に漏れた人と漏れない人とができて来るという、こういう法律をあえて通さなければならぬところのゆゑんもの、それからそれじや漏れたものは切つて、切捨て御免でよろしいか、ないしは何とかしてやろうというあつたかとお心か、別に何らかの形で用意されておられますか、その点ちよつとお尋ねします。

○赤城委員 御承知の通りこの法案はベース・アップを意図したものでないのではありません。たゞこの職域の差を認めて、俸給の上でそれを表わして行こうという結果において、四級から、高等学校においては九級まで、大学においては十級まで、これが一号上るという結果になるのであります。そういう関係でありますから、これはベース・アップということ意図しておるものであれば、ほかのこと十分考へなければならぬが、そういうことはどうも議員立法としてそこまで入るといふことになりまして、給与体系をこわして行く、一般公務員の給与体系をこわして行く、こういうこともおそれますので、ベース・アップという意味ではなくして、三つに職域の差をわけて行くのが適当じゃないか、こういう考へ方から出發しておられます。先ほど加藤さんから三級あたりまでが、一番該当者が多いんじゃないかといふことでありますが、大体今の初任給で行きますと、この表でいつて三級の

八千五百十円、これが初任給に大体なつております。でありますから該当者の多いのは四級あたりからの方が該当者が多いんじゃないか、こういうふうにお考へます。

○加藤(清)委員 それは比較対照の問題でございまして、どの職域にどういふ人が多いかという問題になつて来ると思ひます。私は今理論闘争をやろうとしてゐるのではありません。ただひたすらに御研究の結果を御指導していただく、こういうつもりでやつておるのですが、その点はいずれまた別な機会に譲ります。そうなりますと、今の赤城さんのお話から行きますと、ベースの問題をなるべくこわさないようにという御意図で職域差を認めて行こう、こういうお話でございましたが、この法案が通ることによつて、すでに今までのベースの改善と申しましようか、あるいは改良と申しましようか、とにかく破壊が行われるわけですが、これは事実です。そこで私がお尋ねしたいのは、それではその改善なりあるいは破壊なりによつて助かつた人はいないでしよう。それは喜ばれるでしよう。ところが、ここに助からない人が出て来たとしたら、その人は必ず不満を持つようにならうと思ふ。そこでその不満を持つ方々に対しては、これはやはり同じ国家に職を奉じ、同じ教育に職を奉ずるものであるならば、議員立法といへどもその立法をなさるからには、それらの対策を御研究あそばされてのことだと存じます。が、そういうことは切つて切捨てごめんでございませうか。それとも片一方だけよくしておけば、漏れた方はやむを得ぬといふふうにお考へてございま

すか。その点をどうなさろうとしていらっしゃるか、今日いけなければ将来はどうしようとしていらっしゃるかと、このことを、第二点としてお尋ねしておつたわけですが。

○赤城委員 たいへん有利にするという見方からすれば、そういうお考へになるかと思ひますが、今までに非常に不利な状況にあつたところを直して均衡をとつて行こう。均衡をとつた結果、一号だけ上る、こういうことになつておられますので、先般それから漏れたものに対して、それでは何か給与を上げる方法を持つてゐるか、こういうことになりまして、実はそれにつきましては、やはり給与準則に含まれたベース・アップのことがきまつてからと、こういうふうにお考へておるわけでありませう。

○加藤(清)委員 二段階として、そういうことは考へられておつしやるのですか。その漏れたものに対する手当てが、あなたの方で考へられておる、こつしやるのですか、それとも考へてないとおつしやるのですか、それはいずれでございませうか。

○赤城委員 第二段として今給与準則の勧告もありましたし、ベース・アップの点も含まれておりますので、これが国会を通過すると、どういふ形で政府から出されるかわかりませんが、その結果を待つて、ほかの方はベース・アップという形になる、こういう見通してございまして、そういうふうにお考へておるわけでありませう。

○加藤(清)委員 それはたいへんありがたいことと存じて、それを聞いたら、今不利な条件に置かれてゐる人もある程度納得するのではないか

と思ひますが、ここにひとつせひお尋ねしなければならぬ点は、四級から九級までの点が、今まで不利な条件に置かれたから、それを補う意味におい、これをするといたしたいの御答弁でございまして、どのように不利があつたかという点については、専門の人事院の方がよく御研究あそばされてお存じです。そこで専門の人事院の方から、どのように不利であつたかという、そのデータをこの際恐れ入りますけれども御提出方を願ひたい。これもこの法案を通すには重要な基礎資料となりますから、あつたらそれをせひ出していただきたい。そこでその前に赤城さんの方でその概略でけっこうでございますから、御説明をお願いいたします。

○赤城委員 不利な点も補われる結果にはなりますが、将来もこういうふうな体系で行きたい、こういう二つを含んでおりますから御承知お願ひたい。不利な点は二千九百円ベースに切りかえた際に、中小学校の方は非常によかつたけれども、高等学校の方は従来の観点から見ると、それほど待遇改善になつておらなかつた。それでこれによつて別に中小学校を悪くするといふわけではない。そういうときにはよかつたことが一応少しく直つて行くのではないか、こういう観点に立つておるわけでありませう。

○滝本政府委員 ただいま不利な資料を出せとおつしやいましたが、われわれとしては不利だとは一体いかなることであるかということがよくわからないのであります。従ひまして、人事院にこのことをお求めになりましたも無理であろう、こういうふうにご考慮

す。
○加藤(清)委員 それでは三派合同で提出なさいましたその責任者の方が、よく御存じのようでございますから、その方々にこの資料の提出方を委員長に要求いたします。その点がこの法案を人事院が片一方で出して、それに追討をかけて、あえて出さなければならぬという理由の根本のようでございますから、ぜひひとつ、その資料の提出方を委員長に要求するわけでありませう。

○川島委員長 その点は、大体午前中の参考人の陳述をもつてわかつておるわけですが、あなたは御出席がなかつたので、

○加藤(清)委員 みなさんわかつていらつしやるですか。

○川島委員長 大体はわかつておるわけですが、なお必要ならば……

○加藤(清)委員 それでは委員長にお尋ねいたしますが、委員長さんからしるうとの私に、わかるような御説明をこの際承りたいと思ひます。と申しま

かといふと、これはどこでもそうでございませうけれども、たとえばこの国会においてもそうでしょう。あるいはさる官庁においてもそうでございませうが、給与改訂が一斉に行われたという場合ならば、これは問題は起らないでございませう。ところが一部

分のみ改訂が行われたとなりますと、そこらには問題が起きないでしうけれども、上らなかつた方にいつも問題が起きるのが例でございませう。そして追つかけて、その不利な点を何とかしてもらいたいという要望が出るのが当然の理でございませう。過去におい

て、委員長さんも御承知の通りでございませうが、地域給がその一番いい例でございませう。そのおかげで大体人事院の陳情といへば、地域給の陳情といつてもさしつかえないほど給与を受けるそれ自体の人のみならず、管理者や地方庁であるとか、市の当局の方々が、わんざと来ておられる。こういう状況にかんがみまして、潤わなかつた方々に、端的にわかるような材料をひとつ数字的に、これ／＼だということ

がわかるようにしておいていただかないと、おそらくこの問題はまた後で人事院への陳情と相なるでございませう。その折に人事院の当面の責任者であらせられます給与局長さんにもよく御存じないということに相なりますと、これは問題がかなり出されるものになる。せつ／＼と聞連つたベースを改訂しようとしたことが、また聞連ひを起すものと相なつては、これはよい政治とは考えられませうので、そういうことを解消する意味において、ぜひこれは御提出が願ひたい、こうお願いするわけでございます。

○川島委員長 午前中の参考人の意見は速記録で、ひとつ／＼を願ひたいと思ひます。なお提案者としての意見があるでしうから、それは赤城君から御答弁を願ひたいと思ひます。

○赤城委員 実は数字的に基礎を持つたグラフは持つておるのでございませうが、そのグラフに対するそのものと数字といふものを、今手元に持つておりません。ですからなるだけ御趣旨に沿うような資料とそろえて提出したいと思ひます。

○加藤(清)委員 ところで私がもう一つ心配いたしますのは、今赤城さん

がおつしやつた意見に私も賛成でございまして、過去の給与ベースというものが、必ずしも均等には行つていないといふことは認めるものでございませう。そこで四級から九級に至る間のベースが非常に不利であつたということ、は、言葉だけではわかりましたが、それ以外の点で、でこぼこがあるかないか、もしあるとするならば、それについてはどうなるか、その量が少なければよろしうございませうが、もし多くなつたとするならば、これの資料の提出を今度は人事院の方にお願いしたい。それを局長さんにお伺ひいたします。

○滝本政府委員 おつしやる趣旨がよくわかれ／＼として理解できたい点がございまして、御必要がありませう。ば、われ／＼が従来考えておりますことについて、御説明申し上げることはできますけれども、的確なる資料ということになりませうと、これは主として地方公務員の問題でございませう関係上、われ／＼国家公務員を管掌してお

ります人事院といたしましては、なかなか資料の収集が困難であるという面がございまして、若干の御説明ならできると考えております。

○加藤(清)委員 皆さんおそくまでお疲れでございませうから、もうあと二、三点でおしまひにしたいと思ひます。それで給与のおうとつを是正するために、実行に移された結果、一層その給与のおうとつが生じて来たとしたならば、これは思わざるものはなほだしいこととございませうが、私の聞いた範囲においては、そういうことがすでに予見され、思考し得る範囲内において

も、なおそのことがあると聞いておりますが、その具体的事例をたくさん持つておりますが、このことについて提案者はどのようにお考えあそばされていらつしやいますか、お尋ねをいたします。

○赤城委員 いろいろ聞いてはおつたのでありますけれども、そういう混乱は起きないという見通しで提案をしておりますので、なおそういうことがありますので、皆さんの衆知を集めて御研究を願つておる次第でございませう。なおいろいろ改正しなくてはならぬ点もあるかと思ひますが、何しろ給与の問題でありまして、給与法の改正というものは非常に重大であると同時に、御承知の通り今あの改正は十五級に分類されて、その分額の範囲内で、いろいろ改正をしなければならぬという一つの大きな制約があります。その制約の範囲内でのことでありますので、その無理な改正ということは法自体から巻き起すという見通しは、全然持つておらないのであります。その点御了承願ひます。

○加藤(清)委員 それでは私の材料のうちの一つだけひろひたいしまして、御批判を仰ぎたい。いや、それは加藤の言うことは聞連つておるのだということならば、それでけっこうでございませう。具体的に申し上げますと、今日の学芸大学の卒業生は小学校、中学校、高等学校へも勤めることができるのでございませう。同じ卒業生が資格によつてその場所をかえて勤めることができる。こまかい資格はあるようございませうけれども、同じ卒業生がこの三つの職域にわかれて行つておる。こ

の場合に当初においてはいざ知らず、

たいと存じます。

四級と九級の間だけが潤うということ
になつて参りますと、これが一番よく
当てはめられるのは高等学校ではない
かと存じます。その際その考え方の出
発が誤りであればつこうであります
が、もしそれが当らずといえども違か
らずということに相なりますと、同じ
学校を卒業して、普通であつても、だ
れしもそうではございまいしうけれ
ども、名誉を重んずるよう教育づけら
れておりますこの学芸大学では、おそ
らく小学校よりも中学校、中学校より
も高等学校へと進みたいというのがや
まやまだうと思ひます。さればこ
そ、今日どういふことが行われている
かと申しますと、赤城先生の選挙区
のことをお考えいただいたら一番よくわ
かると思ひますが、その教育委員や、
その出身の県会議員や、各代議士の
方が、いよく学芸大学の卒業まじわ
になりますと、いろいろ頼まれます。
そのお陰でいろいろ問題をかもし出
してありますが、そのものといふのも
のは全部卒業生の意図と、せつかくの
卒業生を県下にバランスをとつて配
うとして居る方々との間の食い違いか
ら生じて来るものであるといふこと
を、おそろく身をもつて体験してい
つしやるだらうと思ひます。私もそう
いふことを体験しておればこそ、この
問題を提起したわけでございませう。
うなりました場合に、一体どういふ支
障を来し、どういふ結果を招来して来
るかといふことは、私が申し上げるま
でもなく、赤城さんの方がよくわか
りだと思ひます。こういう問題に對し
ましてどのよう処置をなさうとし
ていらつしやるのか、ぜひ詳細に承り

たいと存じます。

○赤城委員 むずかしい問題でありま
すので、詳細といつても、どうも詳細
にはお答えできないのですが、学芸大
学を出しても、形式的になりま
す。初任給においてはどこへ行つても
同じ、こういうような形に出ておりま
す。それから入つてから少し過ぎてか
ら違つて来るという形になります。が、
とにかく将来そういうことがあるなら
ば、高等学校へ希望する者が多くな
るのじやないか、教育委員会等におい
ては、配分の問題もあるからそれは行
かないといふことで、食い違いがで
きません。これはやはり通材通所とい
う、言葉はどうか知りませんが、こ
に学芸大学を出られる方なんかには、
単に給与の点ばかりでなく地理的関係
もあり、また自分の小学校あたりで子
供をよく育てて行きたい、あるいは中
等学校あたりでやつてみたいとか、あ
るいは高等学校、こういうようなこと
は、ほかよりも芸術的な気分がありま
するから、よほど違つておるんじやな
いかと思ひます。結論的に言へば、や
はり需要供給といふんです。給与法以
外に需要供給の関係で、幾分偏在の志
望や志願はあり得ると思ひます。それ
に對して私にどういふ方策をもつて、
これを解決して行くかといふお尋ねを
受けまして、なか／＼一刀両断でこ
ういふふうなすべしといふという明
確な案を残念ながら持つておらぬ、こ
ういふことで御了承願ひます。

○加藤(清)委員 明確な案がない、な
おしかしそれでもこの案を通さうとい
ふことでありますと、私少し別な角
度から御質問しなければならぬこと
になります。が、何せきようはおそ
いことでありまして、その問題はまたあ
とに残しまして、何ですが、皆さんが
この法案を提出して通しなされたその
方々自体が、お困りになつていらつし
やる今日、なおそれに輪をかけてよう
なことが、将来起り得ると完全に首肯
できますから申し上げることでござ
います。その点についてお考えを
ぜひお教願ひたい。私自身が体験し
て苦しんでおります。と申します。の
は、この提案者の中に私の知つてい
る人がたくさんおられます。ところがこ
の人たちが困つておることを申し上げ
ます。どなたもなたという名前をあげ
ろと言われたら、すぐあげますけれど
も、こういうことでございませう。地
域の多くついているところは、大体大
都會であり、ついでにないところは農
村であり、山村であるわけでございま
す。高等学校から大学の多いのも、こ
れまた大都會であり、その少いのは
農村であり、山村であるわけでござい
ます。そこで今日すでに地域給といふ
職域によるところの給料の差があるの
みで、ことし新しく卒業する人でさ
え、それは山村よりも都會、いなかの
小都會よりも大都會、大都會よりも東
京、こういうことを考えています。そ
れはお宅の子供さんのことをお考えに
なつたら一番よくわかる。いかに道
德的に教育をされた人であつたとして
も、あえて月給の安い、あえて不便な
ところへ行つてやろうといふ人は、孔
子様かベスタロッチくらいしかいな
い。そういう人を今日求めようといつ
たつて、それは無理なんです。宗教家
にそういうことを求めるのはいざし
らず、政治家としては、そういうこと

をなるべく均分化してやるといふこと

が、政治家としての親心であり、ほん
とくに農村、山村いなかの小都會の教
育を守ろうとする者の心得でなければ
ならない道ではないか、こう思つてお
るわけでございませう。私の考え方が問
違つておる、おれは君とは意見の相違
がある、考え方がまるつきり違つたと
つしやれば何をか言わんやであります
が、少くとも私のこの考え方に對して
は、何にも知らぬ人でも賛成するの
でございませうが、特に地域給の問題
で苦勞した人ならば、みんなわかつて
いただけたらと思ひます。すでに卒業
のときにそういう苦勞があり、トラブ
ルがあり、疑獄が起きますが、その後一
体どういふことになるかといふと、い
なかに送られた先生たち、いなかの山
奥の小学校へ送られた学芸大学の卒業
生は、ほんとうに自分の運命をかこち
つやつてはおりますけれども、二、
三年たちますと、あの手この手を使つ
てまた都會へ都會へと出てしまふ。な
ぜなれば、それは第一番に、俸給に大
きな差があるからで、一番高いところ
と低いところでは二割五分の相違が
あり、年間何万円と違ふ。これではと
てもしんぼうがしきれぬといふこの状
態を私はいくつも聞いておる。現在で
もなおそういう状態にあるにもかか
りませう、ここに地域差に加ふるに
職域差を加へたならば、一層それに拍
車をかけることに相なるだらうといふ
ことを私は憂へるものであります。こ
れに對して一体提案者としてはどのよ
うな措置を考えていらつしやるか。道
徳家とか宗教家としての立場でなく
して、政治家として、あえてそれを倍加
するような法案を通す方々としてはど

う考えていらつしやつたのか。あるい
はそういうことはそろばん勘定に入つ
ていないとおつしやるのか、その点を
お教願ひたいと思ひます。

○赤城委員 現在でもその傾向にある
のに、その傾向を助長しせぬか、こ
ういふ御説のようでありますけれど
も、やはりおのずからきまつて行く点
もあるのじやないかと思ひます。た
とえば高等学校へ行くに給料は高いけ
れども、実は高等学校の専門教育はお
れはちよつと好まないといふようなこ
とで、それを避ける人もあります。う
し、あるいは地域給その他給与がちよ
つとよいけれども、しかし自分の村か
ら通える、遠くまで出ると下宿代や何
かの費用がかかるといううまいいろ
いろの事情があつて、一律にそのため
に高等学校へ集集して行くといふこと
になるとも考えられないわけでありま
す。あるいはまた免許法その他もあり
ますし、いろいろな点で、希望として
は俸給の多いところへ行きたいといふ
希望もありましようけれども、需要供
給の関係もありまして、高等学校の数
が事実少いのでありまして、それで希
望を全部満たすわけにも行きませんの
で、提案者といひましては、お氣持
はよくわかるのですけれども、それに
對して高等学校の方へばかり行くとい
ふふうにも考えられない。またお氣持
の点はよくわかつておるのであります
が、そういうことで提案した次第であ
ります。

○加藤(清)委員 赤城さんのおつしや
つたことも一理あると思ひます。そう
いふ道徳的な良心に訴えておいただけ
で、なお家庭の事情とかいろいろなこ
とで、あえていなかを希望する人もある

でございましょうが、そういうのは少い。私は雨夜の星だと思ふのです。寥々として晴天の星のごとくで、そういうものを今日の若い人に求めて全部求め得るかといふたら、それはちよつと困難だと思ひます。具体的事実からいって、さればこそこの法案が提出されるにあつては、一体どの様な、どういふ方々から強い要請があつたかといふことを、御反省いただいてみて大体おわかりいただけるのじやないか、こう思ふわけでございしますが、私はこの問題はまだあとに残しますけれども、よろしくこの点に御留意をいただかないと、教育を破壊してしまふ。ほんとうに今あなたのおつしやいまして、山村僻地へ行つて、自分は都会の大学の教授をやれる力を持つつも、なお教育の良心に燃えてベスタロッツの氣持になつて、あるいは伝道者の氣持になつて、山村僻地へ行つてやるといふ人がかりにあつたとするならば、それはむしろ表彰のものであつても、その人にこそ政府としてはもつと何らかのことを考へるというのが、ほんとうの政治家のあり方ではないか、このように考へます。事実そういうことがなくても、なおしんぼうしてやつてゐる人の内心を考へてみてください。ほんとうに満足しているのか。自分の友達がどんな昇給して行くのに、自分だけがなかなか安月給で頭打をされて、そして喜んで教育に熱を打込むことが、はたしてできるかでないか。この人が授業半分にきて、自分のたんばや畑をいじつた方がいい、こういう世捨人の氣持になつてしまつたならば、必ずや農村山村の教育というものは将来非

常に大きな被害をこうむらなければならぬ、こういうことになると思ふわけでございます。幸い給与局長が見えますので、私は申し上げることでございしますが、地域給という様なことも、これは一日も早く平等な立場において解消し得るような方法に持つて行つていただきたいものだ、かように考へてゐるのでございしますが、この点御参考に一言半句でよろしいですから……。

○滝本政府委員 地域給の問題につきましては、漸次廃止の方向に持つて行きたいといふことで研究をいたしております。

○加藤(清)委員 次に今日の給与体系でございしますが、生活給が基礎になつておられるのか、それとも能率給がその基礎になつておられるのか、いやそういうものではない、それ以外に何物かであるとおつしやるのか、この点を給与局長にお願いします。

○滝本政府委員 現在の給与法におきましては、形の上では十五の職務の級を設けておられるわけでございます。しかしながらその運営はおおむね生活給的な面が強調されておる、こういうふうな申し上げなければならぬと思ひます。ただししかしそれはいいながら、予算上の制約やいろ／＼なことがございしますので、たとえば職務給という様なものを設けましても、必ずしも生活給的なのみ運営されておるといふふうには、申し上げたいのでございします。われ／＼が準則におきまして考へておることは、やはり給与というものが、公務員法でも要求されておりますように、その職務と責任に應じてなされるということが、第一義的なもの

であらうといふふうで考へるのであります。ただその前提をいたしましては、生活が確保されているといふことが、その前提要件であらうといふふうで考へまして、そういう考慮を入れまして給与準則を作成いたしておるような次第でございします。

○加藤(清)委員 今日予算から勘案いたしまして、今日及び近き将来において、その基礎的な考え方、つまり生活給が基本であるといふところの考え方をはかえる意思がありやいなや、また予算面からいってかゝることが可能でありやいなや、この点について給与局長にお願いします。

○滝本政府委員 人事院は予算のことを所管いたしておられませんので、予算に關しまする面は、お答え申し上げにくいのであります。

○加藤(清)委員 与えられた予算でつくろつて。

○滝本政府委員 この生活給といひ、能率給といひ、職務給といひ、私は截然とわけて言うのはむづかしいであらうといふように考へるものであります。また将来の見通しをいたしまして、これは全体の、たとえば民間の給与水準などの問題と関連いたしまするから、これはなか／＼申し上げたい。しかし少くとも職務給制度を取入れる前提をいたしまして、まず生活の面の考慮が十分なされておるといふことは必要であらう、このように考へます。

○加藤(清)委員 同じ問題について赤城さんにお尋ねいたします。

○赤城委員 今の給与の建前は生活給を基本としておると考へます。ことに加藤さんなどの常に主張されている健

康にして文化的な生活といふことで、最低生活の保障が生活給の一番の基本であらうと思ふのであります。しかしこれが確立されていなければ、生活給だけで行かなくてはならぬといふことは、現実の面からは行かぬと思ふのであります。そういう關係で、生活給はあくまで基本でありましても、これに對してやはり能率給とか、その他の要素も入れて行つてさしつかえないのじやないか。この面ではいいますれば、戦後の混乱時代においては、何をいへども食わせる、食わなければならぬといふことが緊急なことでありましますから、生活給を百パーセントといふか、九十パーセント重んじなければならぬと思ひますけれども、少しでもそういう面がよくなつて來てゐるということになれば、やはり能率給といふか、職域にある程度差をつけて行こうといふような考え方でも、まんざら捨てたものではない。しかしあくまで生活給といふものが基本である、それに対してはかの要案が加わつて行くべきものではないか、こういうふうで考へております。

○加藤(清)委員 ごもつともな御意見でございまして、生活給が基本ではあるけれども、將來だん／＼能率給にして行かなければならぬといふそのお考へはとうといものなだ、私も賛成の意を表したいのでございします。ところでそういう予算が、はたして今日のこの予算状態で組めるものでございましてどうか、組めないものでございましてどうか、その点を提案者の赤城さんにお願ひいたします。

○赤城委員 どうも私大蔵大臣でもないので、予算の編成に對しての方針は、私からお答えするのは適當ではあ

りませんけれども、現在の段階では生活給だけでも、十二分には組んでおられないやうな状態ではないか、こういうふうに見ておられますけれども、しかし生活給だけをもつて予算を組まなければならぬといふこともないもので、やはり能率給とかいろ／＼な要素が含まれて、ウェイトが幾分違ふやうなこともあり得るのではないか、実は財政当局でありましても、予算の組み方のお尋ねを受けても、ちよつと困るのであります。そういう考へを私としては持つておるのであります。

○加藤(清)委員 目下のところではこれは尋ねるまでもなく、生活給さえも十分にまかなうことができないやうな予算措置であり、能率給を云々するといふことは、能率給を大きく取上げることはできないといふことは、だれしも言はずけることだらうと思ふわけでございますが、將來において万一能率給を加へるとしたならば、まずどの点から手始めにやつたらいいとお考へになつていらつしやいますか、その点を専門家の局長さんにお願ひいたします。そういうことは考へていないとおつしやれば、それでもつけようであります。

○滝本政府委員 御質問の趣旨が十分に了解しかねますので、なか／＼お答えしにくいのですが、もう一ぺんはつきりと……。

○加藤(清)委員 つまり今日の予算状態では生活給すらも十分にまかなえないやうな状態であつて、能率給を考へることは困難であらうが、能率給といふことは悪いことではないので、生活の安定が給料によつてできるようになつたら、徐々に能率給は加えらるべき

筋合いのものであると考えております。そういう意味のことを、今赤城さんからもお答えをいただいたわけですが、それに私も賛成でございます。そこでもし将来そうなたとするならば、そういうことにするとするならば、手始めに能率給はどこから始めたらよろしいとお考えになるかというところでございます。そういうことは考えていない、いまだその余裕がないというところでもけっこうです。

○赤城委員 御質問のようなものの考え方はしておらぬのであります。われ／＼の考えるところによりまして、現在の給与法におきまして、通し号俸というものを採用いたしております。このカーブのかつこうは、民間におきまして同種の職務内容を有する同じ程度の責任のものを比較いたしまして、このカーブを引くわけでございます。このカーブの形で、民間における給与の状態というものが現われて参るわけでありまして、それを基礎にいたしまして、われ／＼は俸給表を構成している。この原則は、給与準則でもわれわれは考えておるところであります。従いまして、われ／＼が俸給表の幅を相当長くしておるところと、また一方におきまして、直接結びつけておるわけではございませんが、二人世帯、三人世帯当りの標準生計費というものを、一応は算定して見比べておるといふような面から、また俸給表の幅を伸ばしておるといふ面から、これは生活給に即応し得るといふふうに考えております。それで一般行政職俸給表等におきましては、七段階にしておりませんが、それがその通し号俸の状況によりまして、これは職務給の要素が

多く現われて参りますれば、その段階の幅がぐつと広がって参るでありまして、また少ければ狭くなる。そういうことでもわれ／＼が特に意図して、いつから加えるというようなことでなくして、自然の結果として現われて参る。このように考えております。

○加藤(清)委員 まことにけっこうなお考えでございます。徐々に自然に生活給が加えられて行く、このお考え方には敬意を表するものでございまして、そこで赤城さんに、この法案によるところの、この給与体系は能率給であるのか、ないしは考え方によつてはかのものであるのか、あえてこれもやはり生活給とおつしやりたいのか、その点をお尋ねします。

○赤城委員 あくまで生活給は基本でありまして、能率給という一つの言葉の中に当てはまるかどうかは、いれませんが、教えて行く上においての負担、こういう点を考えまして、差が生じていいんじやないか、これは能率給という言葉を当てはまるかどうかはわかりませんが、そういう差を見出して、こういう案を出したわけでございます。

○加藤(清)委員 そうすると、これは教えて行く上の負担によるところの能率給である、こういうことなんですね。簡単に言うといふと、それでお尋ねするわけなんです、教えて行く上の負担は、この四級から九級までに至る間だけが非常に多い。こういうことをしてやらないといふと、不合理であるという材料がございまいしょうか。はたして高等学校の関係だけが、教育の上で過重な負担を背負わされているといふことが、具体的に比較検討して、言

えるでございまいしょうか。その点をお聞きいたします。

○赤城委員 これは見方によつていろいろ違うと思いますが、具体的という話の前には、ちよつと申し上げておきたいことは、教育職員法などによりまして、何条か見ればわかりますが、小学校においては、初等普通教育、中等学校では中等普通教育、高等学校では高等普通教育とともに、専門教育をして行かなくちやならないということになります。やはり専門教育に対する負担と言いますか、それだけよいけいになるのじやないか。これは小さい子供のめんどうを見る方が、はなをたらしめておるような人のめんどうを見る方が、骨が折れると見れば、そういう見方もあります。あるいはまた青春期で、思春期で、心中する者もあれば、家出をする者もある。ことに女の思春期などは相当重大だということになれば、また高等学校として、その方が重大だ。こういう見方もいろいろあると思います。教育職員法などによりまして、三つの中で専門の教育を相当加味されているということになれば、小学校、中学校では教えられるけれども、高等学校ではちよつと教えられる。自分のことを例を言つては恐縮ですが、私が中学校の先生をやれば、高等学校へ行くという、なかなかいじめられて、どうも私には動かしやうもない、こういうような差がある。こういうように見て、しかし大きな差ではないが、いささかの差はある。こういうことで職域差というものを認めて、こういう案を出したわけでありまして、その中で四級から九級ま

で非常な能率給的な負担が重いんだ、こういうわけではありませんで、四級から九級を上げた理由は、職域差を認める点から見て、どの辺を少し号くらい上げなけりやいけなかないかというところを研究しました結果、これは現実の問題として、中学校なら中学校、小学校なら小学校におきましては、校長になる率も少いのではないかと。同じく学校に行つておれば、校長になりたいという気持もあるのだが、校長になる率が非常に少ないということであれば、今の基準表によつて校長になる時期を当てはめてみると、ちよつと四級から九級あたりになつておる。あるいはまたちよつと学校へ行きまして、高等学校等においては、経験年数が多い者で、ほかから入つて来た人がある。そういう人がどの辺の級に当てはまつておるのか、しかも教育界の経験年数というものは、相当高く換算されておるもので、そういう点も考えたり、あるいはまた初任給は同じといたしまして、昇給する時期などを勘案して、いろいろ点から、この辺で一号上げた方が適當だ、こういうことで、この表をつくつたのであります。この表に當てはめて、一号上げるものだけが非常に負担が重かつた、能率を要求されておる、こういう意味ではございせんので、その点はひとつ御了承願ひたいと思います。

○加藤(清)委員 そうすると、大体大ざつぱにこういうことをやつた、こういうことになつたわけですか。科学的データがあつたわけではなない。もつと言葉をかえて言えば、あなたの最初の意見でございまして、四級から九級までの間が給与の上に今まで非常に不利であつた、だからこうするのだ、こういう話でございまして、次に今度は能率給か、生活給かとお尋ねしましたら、そこはある程度の負担が重い、だからこういうことを考えた。こうおつしやる。そうするとこれは能率給だ、こういうことになるんですね。そこに私はプラスをされたのか、あるいはそこに矛盾はないのか、ちよつとわからなくなつて来たのですが、この問題はまたあとに譲るといたしまして、私がこの点、ふしぎでかなわないことは、負担が重い、相違があるとおつしやいましたが、職域が違えば負担は違つて来るでございまいしょう。その点は私も認めますが、高等学校の子供を教えるがゆえに、小学校の子供を教える先生と比較して負担が多いとは、一体だれが保障できるでございまいしょうか。具体的なデータがどうしたら出るでございまいしょうか。これはまさに封建的な考えと言わざるを得ない。同じ家庭において父親と母親の負担のいずれが重いかわかりませんが、父親の方が重いのだと言ひ切り得る人が、はたして何人あるでございまいしょう。それにも似た考え方ではございまいしょう。この点はよほど慎重に考えていただかないといけません。先生になるまでは、経済的に言えば投資はたくさんしたでしよう。小学校の先生だつたならば、何も学芸大学を出なかつたつてなれるという過去の突

出があつたつてなれるという過去の突えば、年齢において、あるいは親のすねをかじつたすねかじり料において、それは違つたでございまいしょうけれども、負担においていすれが重い、いすれが軽いといふことを、はつきりとデ

利であつた、だからこうするのだ、こういう話でございまして、次に今度は能率給か、生活給かとお尋ねしましたら、そこはある程度の負担が重い、だからこういうことを考えた。こうおつしやる。そうするとこれは能率給だ、こういうことになるんですね。そこに私はプラスをされたのか、あるいはそこに矛盾はないのか、ちよつとわからなくなつて来たのですが、この問題はまたあとに譲るといたしまして、私がこの点、ふしぎでかなわないことは、負担が重い、相違があるとおつしやいましたが、職域が違えば負担は違つて来るでございまいしょう。その点は私も認めますが、高等学校の子供を教えるがゆえに、小学校の子供を教える先生と比較して負担が多いとは、一体だれが保障できるでございまいしょうか。具体的なデータがどうしたら出るでございまいしょうか。これはまさに封建的な考えと言わざるを得ない。同じ家庭において父親と母親の負担のいずれが重いかわかりませんが、父親の方が重いのだと言ひ切り得る人が、はたして何人あるでございまいしょう。それにも似た考え方ではございまいしょう。この点はよほど慎重に考えていただかないといけません。先生になるまでは、経済的に言えば投資はたくさんしたでしよう。小学校の先生だつたならば、何も学芸大学を出なかつたつてなれるという過去の突

出があつたつてなれるという過去の突えば、年齢において、あるいは親のすねをかじつたすねかじり料において、それは違つたでございまいしょうけれども、負担においていすれが重い、いすれが軽いといふことを、はつきりとデ

一タの上に出世と言つたつて、これはできないだらうと思う。それは見解の相違ではなくして、これは勘だらうと思う。そういうことによつて法律の基礎が築かれて行くことは、危険な行き方ではないか。むしろ今日の人事院の考え方がもつと実質に合ひ、現実に近い道を歩いているのではないかと私は考えるわけでございます。そこでこれはぜひこの次の機会において、双方がお互いに準備をして――私は準備して持つております。今でもやれとおつしやればやりますが、お互いに準備をいたしまして、いずれの職域に働く者がはたして精神的な労働なのか、あるいは肉体的な労働なりが多いのか、今日の給与の準則に合ひ得る材料は、いずれが多いかということ、ぜひ御研究していただきまして、そうしてここでよく討議をする、こういうことにぜひお願いしたいと思ひます。そうすることによつて、ほんとうに高等学校に勤める先生の方が、精神的にも肉体的にも、すべての点において非常に過重労働であり、過重な高価な教職と技術を負担しなければならぬといふことになれば、この法律から脱落して行つた人も必ずや納得すると思ひます。やむを得ぬといふわけ、いなかの小学校へ勤めに行く人もできるだらうと思ひます。この法律を生かす意味において、ぜひひとつ御研究願ひたいと思ひます。あまり長くなり過ぎてしまいました。この程度にとどめますが、私は最後に、ほんとうにこういう法律、特に人間の価値を判断するところの法律や、人間の首を切るころの法律は、よほ

ど慎重に考へていただかないと、あとでトラブルがあり、天につばを吐くといふ結果が生じて来るのではないかと。さればこそ、今日まで政府が行政整理を何度も口にしながらも、それが延び延びになつて来るという結果が生じて来るのではないかと。とにかく人の価値を評価するといふことは、非常にむずかしいのであります。もし学歴によつて人の価値判断をしたり、職場によつて価値判断をするといふことが可能であるとするとすれば、われ／＼代議士がまずみずからもつて反省すべきであつて、小学校の卒業生の代議士と大学の卒業生の代議士とは、ここに当然差別が設けられなければならないし、かくのごとく参議院と衆議院において、当然職域の違いが違ふからといふことによりまして、これまた給与の問題が、かもし出されて来ても、やむを得ないのではないかと思ひます。そこでこういう問題は、恐れ入りますけれども、慎重に御審議いただきまして、この法律が施行せられることによつて、ほんとうにこの法律の恵みを受ける方々が喜んで職域に勤けると同時に、それ以外のすぐ隣の方々が、うなぎのおいだけをかかされて終るといふことのないように、うらみが再び返つて来ないような法律を、ここで生み出していただきたいものである、かように考えますがゆゑに、以上のことを御質問したわけでございますが、いずれ次の機会に、今度はそういう抽象的なこととでなくして、具体的な数字によつてお尋ねをしたいと思ひますから、どうぞよろしく願ひいたします。

○川島委員長 この際お諮りいたしますが、文部委員会より法案審査に關し、連合審査会の開会を申出ております。当委員会としましてこの申出に應ずるに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川島委員長 御異議なしと認め、よつてさうに決定いたします。連合審査会開会の日時は、明二十八日午前十時から予定であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十八分散会

昭和二十八年八月六日印刷

昭和二十八年八月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局